

# 経済建設常任委員会会議録

平成26年10月23日(木)

(開会) 9:57

(閉会) 15:46

## 案件

1. 認定第14号 平成25年度飯塚市水道事業会計決算の認定
2. 認定第15号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
3. 認定第16号 平成25年度飯塚市下水道事業会計決算の認定
4. オートレースの運営について
5. 産業振興について
6. 建設行政について

## 報告事項

1. 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて (商工観光課)
2. 飯塚市地方卸売市場 青果部(みどりや)の盗難について (農林振興課)
3. 明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について (建設総務課)
4. 工事請負契約について (契約課)
5. 工事請負変更契約について (農業土木課)
6. 飯塚市行財政改革実施計画〔第一次改訂版〕の実施について (行財政改革推進課)

## ○委員長

ただ今から、経済建設委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。当委員会に付託を受けております認定議案3件の審査につきましては、初めに監査委員の審査意見書に対する質疑、次に、それぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論、採決については保留し、最後に認定議案ごとに行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

「認定第14号 平成25年度飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第16号 平成25年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」までの3件を一括議題といたします。

監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですので、監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

「認定第14号 平成25年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「認定第15号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「認定第16号 平成25年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

これより討論、採決に移ります。討論、採決は、それぞれの会計ごとに行います。

「認定第14号 平成25年度飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第14号 平成25年度飯塚市水道事業会計決算の認定」は、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第15号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」は、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 平成25年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第16号 平成25年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」は、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:03

再 開 10:03

委員会を再開いたします。

「オートレースの運営について」を議題といたします。

「平成25・26年度売上額及び入場者の状況等について」及び「平成26年度下期から実施する競技面の個別施策について」、執行部の説明を許します。

○事業管理課長

それでは、平成26年度飯塚オートの売上額及び入場者数について、提出しております資料に沿って説明いたします。資料1ページの「平成25・26年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。26年度A欄の中段の小計のところでございますが、開催日数は49日、売上額は55億7491万7400円、1日平均の売上額は1億1377万3800円となっており、前年度B欄の中段小計のところですが、開催日数50日、売上額は66億9964万3300円、1日平均の売上額は1億3399万2900円でしたので、累計売上額では平成25年度と比較して11億2472万5900円の減、1日平均で2021万9100円の減となっています。

次に、入場者数は表の右のほう26年度D欄中段の小計欄でございますが、26年度12万3158人で1日平均は2,513人、25年度が15万6391人で1日平均は3,127人でしたので、累計入場者は33,233人の減、1日平均では614人の減となっています。

累計売上比較、入場者比較につきましては、平成25年度にSG開催の5日間の売り上げ約17億円、入場者数27,280人が含まれておりますので、比較減となっております。

資料には表記しておりませんが、平成25年度のSG5日間を除いた開催の1日当たり平均額で比較いたしますと、9月末の時点で平成26年度は対前年1日当たり約267万円の比較増となっております。

次に、「平成26年度下期から実施する競技面の個別施策」について説明いたします。資料の2ページをお願いします。9月26日開催の小型自動車競走運営協議会において承認され、平成26年度下期から実施する内容が全体で7項目となっております。

1項目として、「試走タイムの信頼性強化」でございますが、前の選手との間隔を十分に保って実施するよう注意喚起することとし、なお改善が見られない場合は8号車からの先導試走について検討することとしています。

2項目として、走行練習時の「選手名プレートの使用」につきましては、全场統一した取り組みで10月から実施いたします。

3項目として、「購入意欲が沸く番組」につきましては、企画レースを除き、得点の高いドリーム戦や全員が勝ち上がれるレースは原則として実施しないこと、予選はなるべく主力選手を分散させ、主力選手同士が対戦しないような勝ち上がり基準となっております。

4項目として、1着となった選手が勝ち上がれる「着順優先の勝ち上がり」方式を試行的に実施いたします。

5項目として、「開催節途中のハンデ変更について」は、原則として、節途中のハンデの変更は行わないこととなっております。

6項目として、「ハンデ格付けの公表」につきましては、お客様にわかりやすくするため、ハンデ格付け比較表を公表します。飯塚場では、資料の6ページのハンデ格付け表を各入場門で希望者に配布しております。

7項目として、「改良タイヤの導入」につきましては、現行タイヤは個体差が大きく、よいタイヤとよくないタイヤの差が生じており、特に夏場の高温の走路において影響が大きいことから、可能な限り品質と性能を安定化させるようタイヤの改良を行い、コントロール性能の向上と品質の均一化を図ったタイヤを、来年2月3日以降の開催から導入することとしています。

なお、資料の3ページから5ページは普通開催時における着順優先勝ち上がり基準の3日制開催、4日制開催、5日制開催のものを添付いたしております。詳細の説明は省略させていただきます。

次に、資料はありませんが、南九州市に設置しておりますオートレース川辺の設置者であります株式会社デュナミスから競輪発売の設置許可が下りた旨の報告がありました。許可日は10月16日、開設予定は11月中旬ということでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

いま課長からいろいろですね、飯塚オートレースについての改良案と申しますか、大変よくですね、これファンの意見を何か聞いたんですか。いろいろ今まで4つぐらいありましたけれども、こういうことを決定したのはファンの声を聞いたのかですね、それが1点と、この改良タイヤを平成27年2月3日から取り入れるとありますが、いまタイヤが恐らくですね、聞いたなら1本7千円か8千円ぐらいと聞いているんですけど、改良することによって金額が大幅に上がるというようなことはないのですか。この2点をお願いします。

○事業管理課長

まず1点目でございますが、今年の5月から7月にかけてファンミーティングということで、各場でファンとの懇談会、選手、競走会、施行者、それからJKA含めたところで懇談会をいたしております。そのときにいろんな意見を寄せられたものの中です、すぐできるものという形で、今回このような提案を業界で検討して出させていただいているものでございます。

それから2点目でございますが、改良タイヤの金額ですが、税抜きで7千円程度、現行7千円程度というふうに聞いております。金額が高騰する、新しい改良タイヤが高騰するという形では、聞いておりませんので、現行の金額ではないかというふうに思っております。

○平山委員

今年の5月ぐらいからファンミーティングをし、懇談会をし、できることからやろうという、そういう姿勢です、本当に今オートレース行政について大変な時期なので、これからはしっかりファンと懇談をとりながら、改良できるところは一所懸命改良してください。よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

以前、包括的事業委託のスケジュールをいただいておりますが、その後の経過はどんなふうになっていますか、説明をください。

○経営改革推進室主幹

10月10日に公募を開始いたしております。それで公募期間を1カ月とっておりますので、11月10日がプロポーザルの参加表明の締め切りといたしております。なお、10月17日に公募の説明会を開催いたしております。それには複数者の参加がいただいております。以上でございます。

○坂平委員

複数者、いま現在も来てあるんですか。

○経営改革推進室主幹

10月17日にとり行いましたのは、公募に関する説明会でございます。これを受けた後に参加表明といたしましては、その締め切りを11月10日というふうに位置づけております。

○坂平委員

このスケジュール案で資料をいただいた分では、約50日の公募期間というふうにスケジュールの工程の中では出とったんですけど、今度30日で期間を締め切るんですか。

○経営改革推進室主幹

資料でご提出させていただいておりますスケジュール案につきましては、全体のスケジュールを60日程度とっております。その中におきましても、公募開始から参加表明の締め切りまでは1カ月といたしておいたところがございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○坂平委員

それと契約締結、この基本契約については10日間でこのプロポーザルの内容を選定するわけですか。

○経営改革推進室主幹

11月10日が参加表明の締め切りといたしておりますので、そこで複数者の参加がもしあれば、その後、業者選定委員会を開催いたしまして、その中で受託候補者を決定してまいることになります。その後に基本契約の締結という運びになるかと思っております。

○坂平委員

その選定委員は内部選定委員ですか、外部選定委員ですか。

○経営改革推進室主幹

前回9月議会にも上程いたしておりました附属機関の設置に関する一部改正の条例の中で、条例を一部改正いたしておりますので、民間委託業者選定委員会規則を制定してですね、今から業者選定委員を決定してまいるといことになりますので、小型自動車に関して識見を有する者及び市職員という形で行っていきたくと。委員数につきましては、6名以内というふうにしております。

○坂平委員

いや、だから私が聞いているのは、内部選定委員ですか、外部選定委員ですか。

○経営改革推進室主幹

外部もおります。内部もおります。

○坂平委員

その条例は、条例といいますか、その規則は今から決めるんですか。

○経営改革推進室主幹

条例の改正につきましては、9月議会に上程をいたしておりまして、議決をいただいておりますのでございます。

○坂平委員

それではこの20日間、選定期間は20日間ですか、10日間ですか。

○経営改革推進室主幹

ご質問の選定委員会の期間でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、11月10日以降選定委員会を開催いたしますので、決定するまでは大体20日間程度を見込んでおるところでございますが、2週間程度で終わる可能性もあろうかと思っております。以上です。

○坂平委員

説明があんまりにも詳しすぎて、20日間ととって1週間で決まる場合もありますとは、それどういう意味ですか。

○経営改革推進室主幹

予定といたしましては、マックス12月上旬ぐらいを目途にですね、選定委員会を終了していきたくというふうには考えております。

( 発言する者あり )

いえ、11月中にはですね、恐らく。10日ずらしましたので、当初からですね、10日間ぐらいずれる可能性は見込んでおります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「産業振興について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○古本委員

経済建設委員会の建設行政の観点から、質問をさせていただきます。今年度の大型発注におきましてですね、小中一貫校を発注するに当たり、市としてどのような方針で発注を行っていくつもりなのか。その辺のところをお尋ねいたします。

○都市建設部長

いま現在、建築の部門におきましては多くの発注をしております。その中で、できるだけ市内の業者の方にですね、参加していただくような形の方針は、設計の中で、できる分につきましてはそういう形では行っております。

○古本委員

それではですね、市内業者に対する市の考え方はどうなっているのかをお聞かせいただきます。どうぞ。

○都市建設部長

具体的に市内業者の方という部分につきましては、できるだけというところがございますので、じゃあ、どの部分を具体的にという部分ではなかなか申し上げできませんけども、発注ができる金額とかですね、そのあたりも含めまして、できるだけ市内の業者に発注ができるような体制はとっていきたいということでは、設計担当のほうではそういう形では思っております。

○古本委員

ちょっと考え方が、私はそういうところじゃなくて、例えば市内業者の、市外業者と市内業者の違いといいますか、その辺のところをちょっとお聞きしたかったんですけどね、例えば保護育成とかいろんな考え方があると思いますが、その辺のところはいかがですか。

○都市建設部長

当然市内の業者の方でできる部分につきましては、当然市内の業者でと。それと高度な技術を要する建物とかですね、そういう部分につきましては市外の大手の方の技術力、施工の場ですね、していただかなくては施工ができないような部分につきましては、市外の業者の方にもお願いする部分はあろうかと思えます。基本的には市内の業者でできる分につきましては、そういう形では設計の中では市内業者の保護という部分も含めてですね、そういう形では設計の中で反映はしていきたいということでは思っております。

○古本委員

今の答弁なんですけど、市内業者に対する責務でありますけど、保護育成をしっかりとっていくという考え方でよろしいんですか。いいですか。

○都市建設部長

当然市内の業者の方ですね、いま言われます保護育成という部分も含めて設計の中ではきちとした形で、まあその中で全てという話では当然ないと思えますけども、できる形の中ではですね、していくということは思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古本委員

ではですね、どこで誰がどのような考えで方針を示されているのか、聞かせていただきます。私の地元でですね、建設を予定されております幸袋小中一貫校につきましては、市外ゼネコンを含むJVに発注するとの情報を得ていますが、市内業者による施工はできないのか、いかがでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：25

再 開 10：29

委員会を再開いたします。

○建築課長

今のご質問の件ですけれども、幸袋小中一貫校、この物件はですね、既存の中学校と小学校の間の狭小な敷地に、なおかつ、高低差の著しい用地に1万平米を超える大規模建築物を建設するものでございまして、適正な施工管理とか安全管理面を考慮して、市外・市内の業者を含んだ発注でということ考えておるところでございます。

○古本委員

狭い土地とか段差を活用するとか、何か地元の私に言わせていただければ、地元の業者さんをあなた方は技術的にかなり低いレベルにあると、そういうふうに判断されているように聞こえます。そうなんですかね。そんな誤解がですよ、颯田小中一貫校に続き、また幸袋でも何か解消されていないような、ちょっとこれは言い過ぎですかね、排除する方法といたら、ちょっと酷になるかもわかりませんが、その理由をですね、前面に出すには何か理由がお粗末すぎるんじゃないかなと、私は感じます。段差がついとっても、颯田は県ができると言ったやないですか。そういうことですね、いま本市では大型案件が数多く予定されていますが、これは執行部が計画され、各担当課がその命令のもと実行されていると、誰でもわかります。なぜ颯田小中一貫校及び市立病院、そして幸袋小中一貫校と、そのたびに批判を受けたり、疑問に思われるようなことを繰り返すんでしょうかね。また、この重要な時期に技術職の人材がないのも原因の1つだと、私は思います。私は知識の少ない中で、発注の時期にあまりこだわりすぎると発注の方針に疑義が生じるし、第一、担当課の職員が困られるんじゃないかなと思います。また一番危惧することは、コンサルに発注方法までいじられるということですよ。こんなことにならないよう願って、次の質問に行きます。

本市の発注は、分離分割発注が大原則だと理解しておりますが、この校舎は本当に分割できないのか、どうでしょうか。

○建築課長

本物件は既に設計が完了しておりますですね、これを分割するということになりますと、ちょっと再度検討する必要がありまして、それなりの時間と金がかかるのではないかとというふうに考えております。

○古本委員

地元の業者をですね、精一杯擁護するようなことを言っって、時間がかかるからできないとか、何かおかしな答弁じゃないですか。何も地元を保護していないじゃないですか。ゼネコンを保護して、そういう発注のやり方を進められるんですか。通常ですよ、分割発注する場合、エキスパンションジョイントといいますか、こういうのを入れるんでしょうけれども、これじゃないんですよ。それは、分割はこれがないから難しいということの判断と私は思っていたんですが、違う答弁が出ました。これがなくても分割ができるという意味で言われなかったんですかね。どうなんですか。

○都市建設部長

すみません。当然先ほど課長が答弁した部分もございすけども、いま委員指摘のとおり、今回の校舎等につきましては一体的な校舎でございすので、当然その部分を豆腐を切ったよという形にはなかなか。割る部分につきましては、先ほど委員が質問で言われましたとおり、エキスパンションジョイントという部分を設けて工区を割るという構造になろうかと思えます。それは当然、そういう形の割り方になろうかと思えます。その中で、日にち・・・

( 発言する者あり )

当然今の、今回の設計の中には、その部分につきましては入っておりません。

○古本委員

ジョイントがないから難しいということと言われるかなと思ったんですが、いま答弁の中でもやっぱりそうだと言われるわけですから、それならばですよ、これが大原則の中で分離分割発注が大原則の中でやられるんならばですよ、何で設計の時点で何らかの配慮ができなかった

のか。ジョイントを入れる配慮ができなかったのか。最初から地元が発注する気持ちがないから入れてなかったと、誰でも思いますよ。いかがですか。

○建築課長

プロポーザル時においてですね、この狭小な敷地、そして小中学校の間にですね、小中学校を運営しながらその間に配置するというので、機能的でコンパクトな配置計画がなされたものなんですけれども、その中でですね、敷地の条件によって配置がなされたやつ、建物がですね、エキスパンションジョイントを設けなくても、一体的な建物としてですね、配置することができたということで、この設計を受けたものでございます。

○古本委員

じゃあ、先ほど言われました市内業者の保護育成と、そういう観点からコンサルのほうに、市内業者に発注するには市内業者ができるには、分割するにはどういう設計でどういうことができるのかとか、そういうのは質疑なり、何かで出されましたか。

○建築課長

ご質問のような質疑はございませんでした。

○古本委員

私が今お聞きしよるのはですよ、構造的に難しい、要するに段差があるとかですね、敷地が狭いとか、敷地が狭いのは何も関係ないと思いますよね。地元の人の方が外部から入るよりも道も詳しいし、周りの形状も精通してあると私は思います。私も地元の小中学校ですから、どの辺がどんなふうになっているとかわかります。市外業者、ゼネコンが入るよりも十分に配慮できると思いますよね。また地元の人との懇談もできますから、工事の邪魔、もしくは交通整理とか、いろんなこと、通学に関することも、十分に配慮ができると思います。何で敷地が狭いから云々というところが理解できません。また段差があると言われましたが、颯田のときもこれ、同じようなこと言われましたよね。でも県は、あのときできるとはっきり言ったんでしょう。いかがですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:40

再 開 10:44

委員会を再開いたします。

○建築課長

颯田小中一貫校につきましては、1つの施設を3つの棟に分けました。これはエキスパンションジョイントが設けられておりましたので、それぞれ3工区に分けることができいております。

○古本委員

そこだけをしつこく言うつもりはないんですが、先ほど私が聞いたところ、ちょっとずれてるんですよ。ジョイントを何で最初から入れてなかったかと聞きよるんですよ。地元の業者保護育成の観点からならば、地元が発注する。地元が一括して受注できないような大型物件ならば分割するでしょう、普通。それを、最初から設計のほうに依頼してなかったというところがおかしくないですかとお聞きしよるんですよ。入れてなかったから分割できるとか、できんところの話はまだそこまで言ってないんですよ。

○建築課長

先ほどの答弁とちょっと繰り返しになりますけれども、プロポーザル時にですね、コンパクトな配置計画ということで提案なされておまして、その中で必ずしもエキスパンションジョイントを設けるとかいうことではないんですけれども、設けなくてもできたということですね、今回その提案を受け入れたということでございます。

○古本委員



あなたも繰り返すような答弁ですが、私も繰り返すような質問をするんですが、地元の業者という考え方はさっき聞きましたよね。ずれてませんか。どこを主体にこういう公共工事発注したときの発注をするんですか。まず地元でしょう。それが配慮してない、そういう設計、それをコンサル受け付けるんですか。まずここが一番ではないんですか。その辺のところはちょっとお聞きしたいんですが。おかしいですかね、私が聞きよることが。いかがですか、課長。

○建築課長

質問委員おっしゃるとおりでございますけれども、狭小なという理由にはならんということと言われておりますけれども、この一体型の建物がですね、設計条件の中に一番合致するというので、コンサルがですね、提案されてきたもんですから、それをちょっと受け入れたということでございます。

○古本委員

一体型っていうところを、ちょっと何か考え方がまた誤解されているような気がします。ジョイントが入っても一体型でしょうもん。違うとですか。1つの建物でしょう。一体型じゃないですか。何か考え方がさっきから違いますよ。質疑、まあ、ずれてますね、お互いにかみ合いません。

それじゃあ、この分割できないと言われるのはですよ、あくまでも設計からの話なんですか。それとも執行部のみで考えられたのか。それとも、外部の意見等を参考にして結論に至ったのか。その辺のところはどうなんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 50

再 開 10 : 53

委員会を再開いたします。

○副市長

細かい技術的なことは、ちょっと私が不勉強なところがございますが、私が報告を受けたのは、今お尋ねの結果として、この一体型の教室棟ですかね、こちらのほうにはエキスパンションジョイントですか、これが使われていないからなかなか難しいという問題は確かにあるかと思えます。ただ、この小中一貫校のほうは、プールと体育館のほうは当然分離分割して発注いたしますけど、教室一体型のこの分についてはジョイントが入っていないと、結果として。我々がジョイントを入れなさいとか、入れるとかいうことは、正直全くそこまで配慮が足りない分があったかもわかりませんが、結果として、こういうものがあるから、こういう建物、いわゆる口の字型の建物なんですけど、これを県のほうにも、こういうものを、県のほうも分離分割をやっておりますので、担当のほうが意見を聞いたと。そうすると、こういう建物は県も分離分割をやっておりますけども、こういう建物は一括して発注すべきで、分割は少しおかしいでしょうと、分割するのは、という意見とか。先ほど来、ジョイントが初めから入っていないからおかしいじゃないかというご意見いただいておりますが、コンサルのほうもこういうのは一括して発注すべきではないですかという意見をいただいたという報告を、私は教育委員会からも今の担当のほうからもですね、そういう意見をいただいていたもんですから、これは市としては一括発注、この口の字型のほうの教室については、一括発注でいったほうがいいんじゃないかと。

それと、先ほどから言いますように工期の問題、それと事業をやっている生徒の安全・安心、それとちょうど小中学校の間に建つもんですから、きちんとした施工管理とタイムスケジュールがありますので、開校に間に合わせるように。そうなってくると、JVを組んでゼネコンを入れることできちんと施工管理をしたほうが、より児童生徒さんの安全・安心になるのではないかとというふうな考えはございました。

○古本委員

工事途中の安心とか安全とか、いま副市長が言われました。私もその辺のところは同感であります。ただ、ゼネコンが入ったからどうのこうのという話じゃないと、そこは。工事のできばえといえますか、これも私は大差ないと思います。分離分割、県に聞かれたと。県のどこに聞かれたか、私よくわかりませんが、県のほうはですよ、総合高校あたりでもかなり分割してやっていますよ。それで1つの設計事務所が、コンサルが一体型が好ましいと、どこでどう言われるのか、よくわかりません。例えば、これも情報だけの話なんです、平恒にできます穂波のところは、一体型は好ましくないんですか。いかがですか。

○副市長

基本的には何といえますか、できるだけ別棟になっているとか、切り割りがきちんと見た目で見えるのは、これはできるだけ分離分割しようと思っております。今度の場合は、先ほどエキスパンションジョイントですかね、これが話題になっておりますが、ちょっと今回の場合、口の字型で全部一連の建物でつながっているという形状もありますし、もちろん横にある体育館とか、当然分離分割しております。ですから、平恒の分は細かいところは見ておりませんが、たぶん、それぞれこう独立した建物の形状になっているだろうと思っております。それはある程度切り分けが、私はきくんじゃないかというふうには判断しておりますけど。

○古本委員

それではですね、先にちょっと進みます。そもそもですね、市外ゼネコンに発注する、そういう基準は設けてあるのか。その辺はどうなんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 58

再 開 10 : 58

委員会を再開いたします。

○契約課長

今お尋ねの市外ゼネコンに発注する基準等につきましては、明確な基準はございません。それぞれの案件で内部協議をさせていただいております。

○古本委員

それではですね、今後発注される予定の穂波及び鎮西の小中一貫校については、分離分割できる設計になっているのか。その辺のところは、答えられる状況なら教えてください。

○建築課長

穂波東の小中一貫校につきましては、エキスパンションジョイントがそれぞれ数カ所設けられておりますので、その分で棟別に分けることは可能でございます。

○古本委員

どうもわかりにくいんですが、納得するにはほど遠い、そういう思いです。同じ小中一貫校を建設する、しかもある程度同じ時期なのに、なぜ幸袋のみ特殊事情が生じるのか、理解できません。市の施策は公平公正で、透明性の確保が絶対だと私は考えます。そもそもこのような疑義がある幸袋小中一貫校建設は一たん白紙に戻し、再度検討すべきではないかと考えますが、どうですか。

○副市長

いろいろ、ご指摘を受けておりますが、一応この小中一貫校の全体の4つ、颯田が1つ終わって残り3つですけど、それぞれ一たん開校の時期あたりを当初予定より遅らせて、結果として遅れたんですけど、これをさらにまた遅らせるということではなくて、やはりできるだけ早く予定どおりに開校していきたいということで、一つその点はですね、ぜひご理解をお願いしたい。で、このまま幸袋が平成28年、それから穂波が29年、それから鎮西がたしか31年

だったと思うんですが、これに向けてですね、全力で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、一つご理解のほどよろしくお願いいたします。

○古本委員

前回の穎田小中一貫校のときから全く反省されていないと、私はそういうふうに感じます。あなたたちの言われること、もっともだなと、そう思えるような、そういう努力が感じられない。どうかして市内業者を使おうとするその取り組み、姿勢が私は大事だと、そう思います。

いいですか、まず1点目にです、市内業者に対する保護育成は重要な責務と言われました。でも、それを答弁の中には感じられない。そして分離分割が大原則なんです。

次に、狭い土地とか、段差とか、市内業者じゃだめと、調査もしないで無理だと決めつけられる。恐らく内部だけで決められたんだと思います。穎田のときは、県が分離可能だと判断したのに、今回は外部の意見も聞かれなかった。それで決断されておるみたいですよ。

それから3つ目にです、いまだに技術的に判断できる職員、またはそういうスタッフを揃えていない。生半可な知識、こういうこと言うと、ちょっと語弊がありますが、その中で分割ができないとか市外業者じゃなければいけないとか、これじゃあですよ、最悪、設計コンサルの言うままだと、私はそういう気がいたします。

先ほどの中でも話をしましたけれども、分離分割、どうしてもやろうと思えばですよ、いろんな事例があります。例えば今の福智町、旧金田町の庁舎、これは1階と2階を分離分割してあるんですよ。やろうと思えばできるんですよ、地元が発注しようと思えば。コンクリは1日でポンと打つわけではありません。ジョイントがなくてもできます。打ち継ぎができるんですよ、やろうと思えば。そういうこと、ましてや地元企業のことを本気で考えていないから、ただ単にありきで進めたというのが、私そういうふうに感じます。

そういうことですよ、ゼネコンに発注する理由も希薄であり、行政の一貫性も欠落していると私は感じます。執行部のみで発注方針を決定することに、私は限界を感じます。大型案件については、第三者委員会を設置して方針を決定すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 57

再 開 11 : 05

委員会を再開いたします。

○副市長

確かに、外部委員会の意見を聞いてというのも1つの考え方であろうかと思いますが、我々としては、飯塚市として責任を持って、執行部のほうできちっと決めていきたいというふうに考えております。

○古本委員

先にちょっと戻りますが、この発注を地元にした場合ですよ、施工が可能かどうか、そういうのは、もちろん市内業者には聞き取り等はしてませんよね。

○建築課長

市内業者への聞き取りはいたしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

建設行政全般について、まずですね、飯塚市自体は大体、年間に20億円強の工事発注が毎年大体、予算として組まれておるわけですよ。今回の場合は、合併特例債の期限ということもあるかもしれませんが、大型事業が極端に一括して今年度に集中して、されております。こ

のことについて、まず執行部として発注権はあなた方にあるわけですから、執行部としてどういうふうと考えられて、こういう大型事業がこの平成26年度に集中したのか。まずそのあたりをお聞かせください。

○副市長

確かに、今年度大きな金額が発注になっております。これは意図してやったわけじゃございませんで、できるだけ執行部のほうも将来の負担を、例えば30年後、50年後を考えた場合に、短期間にいろんな箱ものをやると、30年後、50年後には同じような状態を迎えるということで、できるだけ合併特例債の使える範囲内で順次やっていこうというふうに思っておりますけれども、対外的に、小中一貫校は別にいたしましても、学校については平成27年度までに耐震化を終わらせなさいという国の強い指導がございます。今度、私どものほうが、国のほうがやってまいります、少し遅れておると、計画が遅いというふうにお叱りを受けるかどうかわかりませんが、小中一貫校が平成28、29、30とずれる分だけ、結果としてはいずれできるんですけど、27年度にできないじゃないかというような、どうも指摘を受けるようでございます。ただ、それ以外のところについては27年度までにきちっと終わらせるというふうな目標を立てておりましたので、それを年次的にやってまいりましたけれども、それと全体の計画がずれた、あるいは浸水対策があったということで、26年度はかなりの金額になったということは事実でございますけれども、これを意図してやったわけではございません。できるだけ長期間にわたって分散してやって、将来のメンテナンスなり建て替えのときには負担がないようにと思っておりましたけれども、なかなか机上で計算するようにはいかなかったという結果でございます。

○坂平委員

それであればですね、まず先ほどの古本委員が質問をされとったような状況、同じような質問になるかと思いますが、いま現在、事業が計画されている分、これは答えられますか、本年度事業発注予定の事業について。建築だけでよろございます。

○建築課長

今年度、大型物件として考えている工事はですね、穂波東中学校区の小中一貫校建設工事、それから幸袋中学校区小中一貫校建設工事、それから飯塚市新庁舎建設工事、それから菰田・徳前保育所統合園舎建設工事、それから市立病院ということになっております。

○坂平委員

この中で、いま現在ですね、設計業務委託をされて、設計が全て完了して発注ができる状態にある事案、これはどこどこがいま上がっていますか。

○建築課長

先ほど工事を述べましたが、そのうちの庁舎以外は全て終わっているところでございます。

○坂平委員

これは設計業務委託をされてあるんで、設計業務が上がってきた順番から答えていただけませんか。

○建築課長

すみません、先ほどの答弁ちょっと訂正させていただきます。設計が終わったものが庁舎を除くものでございまして、発注ができる状況というのは幸袋小中の分でございます。

○坂平委員

先ほど言われましたよね。子育て支援の菰田保育所、それと小中一貫の穂波東、それと幸袋ですね。これ自体は、設計の上がった順番はどこから上がったんですか。

○建築課長

設計が上がった順番はですね、穂波東の小中一貫校です。それから幸袋小中一貫校、それと菰田・徳前保育所の統合園舎建設工事でございます。

○坂平委員

設計委託業務が上がった順番じゃなく、幸袋からということで、いま課長のほうが答えられましたが、設計が上がって発注ができる体制にあるのに、なぜ発注の順番を変えるんですか。

○副市長

この件につきましては、いま質問者が言われるように、ことし非常に案件が多いということで、総務委員会の方でも、公平性とか競争性とか確保するために、発注については執行部のほうでその順番をきちっとして、一定の業者の方が参加できるような条件を考えてくれよというふうな条件も付けられました。そういうこと全体を考えまして、ただ開校時期とか、開園時期はずらすことはできませんが、そういうことを踏まえまして発注の時期、あるいはその業者さんの確保のためにその発注の順番を少し。ただ幸袋につきましては、細かく申しますと、下の幼稚園の、あつ幼稚園といま言いませんね、あそこの民間委託の件もございます。それと土地の形状が非常に、再三申しておりますように高低差があって狭い、工期がある程度短くなったので、これはこの時期に発注しないと開校に間に合わないだろうと。それから目尾振興計画で移動しました目尾小学校跡の開発もございますので、この時期に発注しないと後のほかの事業にも大変影響が出るだろうと。それ以外のところについては、大体開校時期、開園時期をもう少しずらしても十分間に合うという判断のもとで、そのでき上がった順番ということではなくて、少し時期をずらして発注しよう。開園、開校には遅れないようにやりたいというふう考えております。

○坂平委員

こういった大型事業を、当初計画を立てられてされたんであれば、そういうことも全部わかった上で設計委託業務の発注もされてあるだろうと思うんですよ。それがね、いま言うように、でき上がったものはまだ発注はとめて幸袋だけを急ぐという、今年度の当初事業計画を立てられたときから、そういうふうな計画は立ててあったらと思うんですよ。それが途中で、何でこんなふうに変わってくるんですか。それであるならば、幸袋をもっと早く発注すればよかったんでしょ。幸袋よりも先に平恒を、設計委託業務発注されたんじゃないんですかね。そのあたりはどうですか。

○副市長

事務的な発注時期はどれが先でどれが後ということ、正直私も細かいところまでは承知しておりませんが、現在全体を、もともと年度当初から事業が大変多かったものですから、契約課と各建設部については、それぞれ発注時期をですね、もちろん上下水道局を含めて、いろんな発注の件数はできるだけならしていくと、あるいは業者さんを確保するために、こういう発注時期がいいだろうというのは、たぶん再三打ち合わせをやっていたと思います。それで今年度、この時期になりまして、いろいろ設計がいつ発注していつ上がったという細かい事務は、私は把握しておりませんが、先ほど申しましたように、今後残った事業についても開校あるいは開園の時期をずらさない範囲で、業者さんの数をどういうふうに確保してどういうふうな公共性・公平性を保っていくかということ、判断した場合に、発注の順番を考えて、たまたま幸袋の場合はいろんな諸条件がありましたので、できるだけ早く決まった分から上げていこうということで決定したものでございます。

○坂平委員

そのあたりがね、早い話が建築課の方、技術屋さんもおるわけですから、だから事業計画を立てて、大体このくらいの規模だということになれば、だいたい面積で按分すれば数字が出てくるんですよ。年次事業計画を立てた段階で、じゃあどこを一番しなきゃいかんとかいうことは計画を立てられて、あなた方は事業を、予算を組んであるんですか。それとも全く、とにかくこういうふうな事業を、年間で平成26年度にするんだということで、漠然とただ上げて、計画性なしでその事業を推進していつているのか、そのあたりはどうですか。

○副市長

厳しいご指摘ですけれども、予算を上げるときは、何度も、ちょっとこれ先ほどの繰り返しになりますが、できるだけその年度内に、いろんな、いわゆる投資的事業、ひとくくりで言えばですね、これがあんまり偏らないようにしとかなないと、後々禍根を残すということで、できるだけ平準化してくれというふうな指導はしております。それと工事についても、先に業者さんの数とかそのでき上がりとか手持ちとか、そういうことを含めて予算化しているのかというと、そこまでは考えておりませんが、ただ予算のつけ方といたしましては、3カ年計画あたりで投資的経費はこの辺ぐらいでなべて、できるだけ平準化、平準化という形でやっていかないと、将来負担に耐えないというのは、先ほど申しましたとおりでございますけど、ただ時期的に、こういうものは法的にいつまでやりますとか、開校の時期はどうだということは、これについては市民の皆様きちっとお知らせした問題ですので、できるだけそれは計画に沿ってやりたいということで、多少のデコボコが出て、それが結果的に、今もともときちっと計画してやっておくべきではないかという、たぶんご指摘だろうと思いますけども、そこは少し見通しの甘かった点がひょっとしたらあったのかなというふうには思っております。

○坂平委員

いま副市長が答弁されましたけどね、見通しの甘いところがあったんじゃないかなろうかと、見通しが全く甘いんですよね、言われるとおりに。だから、私が先ほどから言いよるのは、基本的に設計業務、これをまず一番に委託しますよね、事業計画を立てて。上がってくれば、この順番に大体、本来であれば発注をしていくわけですよ、本来は。それが今までの事例じゃないですか。しかも消費税増税の問題、それと価格高騰の問題、こういったものがあって、今回もその補正を組まれて上げているわけですよ。そういった観点から言っても、上がってきたものから早く出す、もしくは下がる時期を必要性がないと思われるのであれば、下がる時期を待って出すとかいうことであればわかりますよ。ところが、いま言われるのは、まったく、とにかく幸袋ありきで、いま考えられてあるように聞こえるわけです。だから、平恒が先に実際は設計委託業務、これは上がってきていると思いますよ。だから建築課のほうも、上がってきた資料に基づいて内容のチェック、それも建築課長されてあるんじゃないですか。課長、設計業務委託されて資料が上がってきますよね、積算表が。これは上がってきたものからチェックをしますよね。チェックが複合して上がってきても、先に上がってきたものからチェックをしてあるんじゃないですか。そのあたりはどうですか。

○建築課長

委託期間が定められておりますので、上がり次第でチェックをしております。

○坂平委員

じゃあ、先ほどから私が言いますように、どこが一番に上がってきたんですか。徳前・菰田保育所ですか。先ほどあなたが言ったのはね、平恒、幸袋、徳前と菰田ですか、これを言われたんですね、順番、これで間違いないですか、設計委託業務が上がってきたのが。

○建築課長

そのとおりでございます。

○坂平委員

じゃあ、当然平恒から出すべきでしょう、当然に。そうじゃないんですか。

○副市長

確かにですね、今ご指摘のように、事業そのものが少ないときは上がってきたものから順番に行こうかということはあると思います。ただ、先ほど来、ご指摘があるように、本年度は非常に発注事業が多いじゃないか。また一方、その発注事業が多いということは、ほかの議員さんも等しく承知してあるものですから、総務委員会にも今年はいぞと、きちっと、その発注の業者さんの数を確保しながら、執行部として責任ある発注の仕方をしなさいというご指摘

も受けております。これはまたそれは当然だろうと、私は思っております。ですから、設計が早く上がって、いつでも発注できるような状態にはしますけど、それをもともと年度も押し詰まってしまったものですから、残りの事業、あるいは業者さんの数等を勘案しながら、いつ発注するか。ただ約束した、行政が約束した開園とか開校の時期は遅らせるわけにはいきまいというふうには、当然これは責任あることですから考えております。そういうことを勘案して、どういう順番でしようということ、執行部として責任持って決めていかないと、というふうには考えております。

○坂平委員

いま副市長が答弁される分については、執行権の範疇ですからね、これ以上私も中には入りませんが。

では、次にですね、幸袋中学校、これ先ほども古本委員のほうから質問があっていましたが、これ平成23年、市民文教委員会に在籍していたときにですね、この問題、颯田小中一貫校、このことで質疑が多々あったと思います。そのときにも地元業者に、地場業者育成という観点から、なぜ地場に出せなかったのかということで質疑もされましたし、私も個別に質問をお聞きしたことがあります。そのときには、答弁が、段差があってPC工法を使わなきゃいけないから、大手ゼネコンでないと地場業者では施工が不可能だというような説明がありました。しかし、そのときにも菰田市営住宅、ここも段差があって地場業者で施工をやっているわけですが、そのときにはそのあたりを少しご忠告をさせていただいた程度で、実際には地場業者でもできましたねというお話がありました。それで、そのときに次回からは小中一貫校、平恒、幸袋、鎮西、この分がまだ3物件残っていますよねと。これについては、あくまでも颯田小中一貫校についてはもう発注後でしたので、それ以上質問はしませんでした。残りの3校については、地場業者育成という観点から地元業者で当然発注をしていただけるようお願いをしておりました。そのときには市長、あなたにも私がお話をしたことがあると思います。副市長にもあると思います。そのあたりは当然地場業者育成という観点から、地元が発注するのは当然のことだと。ただ今回の場合は、平恒はあなた方が、これは恐らく設計委託は公募じゃなかったでしょう。公募やったですか。どちらだったですか、平恒。

○契約課長

穂波の設計につきましては、指名競争入札でございます。

○坂平委員

じゃあ、幸袋については、設計についてどういうふうな発注の形態をとられました。

○契約課長

プロポーザル方式により業者を決定いたしております。

○坂平委員

鎮西はどんなふうになりましたか。

○契約課長

鎮西地区は指名競争入札でございます。

○坂平委員

じゃあ、また1つ質問がふえましたがね、何で幸袋だけプロポーザル方式ということになったわけですか。そのあたりをご説明いただけませんか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:28

再 開 11:30

委員会を再開いたします。

○副市長

教育委員会のほうから、この物件、物件という言い方はあれですけど、幸袋については土地の形状、それからまた狭い所で学校に挟まれて授業しながらやるという特殊な、他の所は例えば別な所に造成してポンと建てるとかいうことですので、であれば、ぜひこの幸袋についてはプロポーザル方式でやりたいということでしたので、それについては私もそれはそれでいいんじゃないかというふうに、たしか返答したというふうな記憶はございます。

○坂平委員

であれば、あなた方もそういう発注形態については承諾されたんですね。いま幸袋の件について、その土地の形状が非常に狭いで、先ほどから副市長が言われるように口の字型で周囲を囲った中の建物だと、非常に難しい建物だということ为先ほどから説明されていましたが、平恒のほうがもっと、まあそれぞれの考え方はあるかもしれませんが、私が見る中では、平恒のほうがもっと困難な事業箇所だと思うんですよ。敷地の段差云々がないにしても、平坦地でもね。旧校舎を改装したり、いろいろな形の中で、連携をとって造らなきゃいかん部分が多々あると思うんですよ。先ほども質問があっていましたが、平恒はエキスパンションジョイント、これがたまたま3つに切ってあったのか、執行部が指名競争入札要綱の中にこういった形状でということは指導されたんですか、されてないんですか。エキスパンションジョイントで切ってくださいということで、指名競争入札要綱の中に入れてありましたか、どちらですか。

○建築課長

それは要綱には入れておりませんし、エキスパンションジョイントを設けなさいということも入れてはおりません。

○坂平委員

じゃあ、今度エキスパンションジョイントを入れて、設計事務所は勝手に入れてきたということでもいいんですね。

○建築課長

そのとおりでございます。

○坂平委員

じゃあ、あなた方は颯田小中一貫校のときにね、あれだけ強く地場業者育成ということをね、強く指摘をされて、今後はそういうことを十分勘案しながら行政を進めていきたいというふうに思っていますということで、はっきり答弁されていますよね。そういう観点は全く、この日が終わったらもう明日は関係ないというような行政のやり方ですか。先ほども、委員の方が質問された、同じことなんです。これは市民文教で、平成23年度にですね、しっかりと行われてあるんですよ。副市長、あなた覚えてありますよね。そういうことを全く反映されていないじゃないですか。平恒もしかり幸袋もしかり。今度は、鎮西はどんなふうになっています。

○建築課長

鎮西は、いま現在、設計中でございます。

○坂平委員

いや、だから質問しよるじゃないですか。鎮西についてはそういう要綱に入れて指導しているんですか、していないんですか。

○建築課長

要綱は入れておりません。

○坂平委員

入れてなければどうするんですか。それを指導するんですか、指導しないんですか。まず、そのあたりから聞かせてください。

○建築課長

構造的に必要な所は入れるように、ということでは話しておりますけど。

○坂平委員



じゃあ、副市長にお尋ねします。そういった指摘がね、平成23年度にあったわけですよ。その後、平恒、幸袋については、あなた方は今後はそういうふうに指導しますといったことについて、これはもう設計が上がってきていますね。鎮西については、今からでも指導をされるんですか。

○副市長

平成23年にですね、できるだけ地元企業育成ということで私が答弁した記憶はございます。ただ結果として、結果としてですね、幸袋についてはこういう形状になりましたので、鎮西についてはちょっとその設計の中身をですね、担当のほうに言って、できるだけ地元発注ができるような方向で設計するよということはですね、今からだったら間に合うかなというふうには思っております。

○坂平委員

いま、副市長が答弁されましたけど、建築課長、今の段階であればまだ間に合うんですか。そういう指導をすれば。

○建築課長

その方向で検討は可能だと思います。

○坂平委員

いま副市長ね、建築課長のほうが今の段階であれば、指導をすれば間に合うということですので、ぜひその分は鎮西については地場業者育成という観点で、地元業者でできる範囲内で発注ができる分け方ができるような形で設計業務を、成果品をやっていただけるように指導してください。お願いしときます。いいですか。副市長、ちょっと答弁お願いします。

○副市長

ちょっと技術的なことはわかりませんが、いま言われた趣旨に沿ってですね、考えていきたいというふうに思っております。

○坂平委員

いや、あなたね、考えておきますというか、以前ははっきり返事されてあるんですよ。敷地が広ければ、平坦地であれば、何工区でも分けることは可能ですと。そういった立地条件が揃えば、地元業者で十分できるような形のものに分けて発注をできるような設計をしていただくようにしますと言って、そこまで言ってるんですよ、あなた。

○副市長

具体的にどういう答え方をしたか、私もいま2~3年前の話なんで記憶しておりませんが、鎮西あたりは確かに平坦な所ですから、ただ、あそこにまた顛田と同じように公民館とかいろんな付随の建物がひっついてまいります。ただ、それをある程度きちっと地元業者の方に施工していただけるような分け方になれば、当然私もそれが望ましいと思うし、そういうふうなことで指導をしていきたいというふうに考えております。

○坂平委員

何度も繰り返すようでありますけどね、地元業者に、地場業者を、幸袋についてね、先ほど質問委員のほうからもありましたように、市外業者と地場業者のJVということでお話を聞いております。この中で、市外業者を入れなきゃいかん理由は何があるんですか。例えば、先ほどからあるようにね、エキスパンションジョイントを入れてないから工区を切れないと。以前も私は、建築課長と教育課の建築の専門職の方とお話をさせていただきました。基本的にエキスパンションジョイントを入れなきゃ切れないということじゃないわけですよ。先ほどの質問者と同じようにですね、じゃあ床面積1階、ワンフロアを1回で施工するときに、1回で施工が全部終わりますかと、そうではないでしょうと。打ち継ぎが出てくるでしょうと。そういった内容までお話ししました。しかし、それについては、今から設計はそういうふうな形の中で、建物を切って発注を考えていないために、今から切って発注をするためには、時間と費用、ま

た新たにその部分を見直さなきゃいかんということだけなんです。だから、その費用がどのくらいかかるとかということまで、まだ出されていない。であるならば、地場業者を、この特例債が終わればもうほとんど事業というのはなくなると思うんです。これだけね、大型事業が出る中において、地場業者をね、やっぱり最優先して考えていくのがやっぱり行政でしょう。そういう観点から再度そういうことまでね、じゃあ、費用と時間がかかる、時間もあなた方が言うようにね、そんなにかかりませんよ、実際には。ちょっと聞いた範囲では、2カ月ほどかかりますとか1カ月ほどかかります。もともと設計したところであるならば、資料は全部あるわけですから、20日間もあれば分けることの数量の分散はできますよ。構造的にも何も難しいところはないと思うんです。だから建築課の方がおられますんで、構造的に難しいところは何か何があるか、分けられない理由はどこにあるのか、そこを説明してください。

#### ○建築課長

一体の構造物ですので、それを分割することによって品質管理であるとか施工管理上のリスクがふえるとかということですね、分けるというのはちょっと考えておりません。それからコンクリート、当然言われますように、打ち継ぎが必ず発生はいたしますが、打ち継ぎするところですね、分割するというようなことは、一般的に考えては、設計上では考えてはいないということでございます。

#### ○坂平委員

言うようにね、打ち継ぎのところでは考えていない、品質管理の問題、だから品質管理のどこに問題があるわけですか。ただ漠然と、品質管理上問題がありますとか施工上問題があります、それじゃわからんでしょう。品質管理のどこに問題があるわけですか。打ち継ぎのところを。1業者がしても、コンクリートは打ち継ぎをしなきゃいかんわけですね。1回で、1日で全部打てる数量じゃないんですよ、数量的に。1回で、1日で打とうと思えば、何社かのプラント工場から生コンを持ってこなきゃ施工できないんですよ。1工場じゃあそれだけの練る量が、1日の練る量が決まっているわけですよ。だから、そういう面からいうと、打ち継ぎがあるんだから、打ち継ぎで切れれば打ち継ぎは可能なんです。どっちみち1社でも打ち継ぎをして施工するんですよ。だから、どこに品質の問題があるわけですか、品質管理の問題。

#### ○建築課長

コンクリートを躯体だけではなくてですね、もちろんいろんな内装とか、鉄筋工事とかいろんな工事を分けることによって、取り合い部分が出てまいります。建物自体は1つの建物ですし、やっぱり品質は同じような統一したものでなければならぬというふうに、我々も考えております。例えば、2者以上の施工業者が入った場合に、コンクリートの打ち継ぎをどうするのかとか内装のつなぎをどうするのかとか、そういったことでそれぞれ施工業者の考え方、工法等によってですね、やっぱりちょっとした遅れが出てきたりとかいうことで、非常にその建物自体に影響を及ぼすということからですね、やっぱりリスクは減らすべきではないかというふうに考えておるところでございます。

#### ○坂平委員

いま言われるように、内装の打ち継ぎ、継ぎ目とか、いろいろ。じゃあ、それだけのね、これ概算二十五、六億円の事業でしょう、校舎等については。この分について、例えば1者でも、中に入る施工業者、これはいろんな人間が入るわけですよ。1人の人間で全部するわけではないんですよ。だから品質管理はね、管理監督をする、そのために設計監理委託業務を出すわけでしょう、じゃないんですか。品質管理をするために設計業務委託を出すわけでしょう、じゃないんですか。じゃあ、いま言われるように、一括して1本で出せば、品質管理の向上、そういったもののリスクは減ってきますということであれば、設計委託業務もむだな費用でしょう。それだけ1者ですれば、品質管理のリスクが減ってくるのであれば、じゃないんですか、逆の発想で言うなら。だから明確に、もう少し明確に、構造的にできませんよとかいうものが

ありますかと言っているわけですよ。構造的に、建物自体をね、切って施工すると、例えばAパート、Bパート、Cパート、Dパートというように4つに切ればそうなる、3つに切ればA、B、Cになる。2つに切ればA、Bになる。十分コの字になるわけですから。つなぎはどこか、連携する所は2カ所ですよ、2本に切れば。だから、それに対して構造的に問題がありますかということをお尋ねしようわけですよ。

○建築課長

1業者がした場合はですね、例えば1業者の監督員の指導のもとに統一した指示が行き渡るのですけれども、やっぱりそれぞれ請け負われると、それぞれの指揮監督のもとで、その会社の考え方とか体制とかで行われる場合に、やっぱりどうしても責任分界点においてですね、やっぱりトラブルが発生したりとかいうことも考えられます。また、品質の管理についてはですね、やはり建物を請け負って工事を完了させる側のやっぱりもちろん責任もありますし、当然工事監理者としてもですね、それが設計書どおりになっているかというのを確認する義務もございます。それは当然、工事運営していく中では、工事監理者、それから施工者等ですね、協議調整は必要かと思うんですけれども、やっぱり1業者による統括した管理がなされることによってですね、品質は良好なものが得られるというふうに考えております。

○坂平委員

いや、課長ね、何度お話ししてもね、説明になっていないわけですよ。だから分割することで、品質的に何か問題が生じますかと、これというものはありますか、分割できないという。例えば、コンクリの打ち継ぎ目がいかにとか、あるのは鉄筋のつなぎ方だけの問題でしょうが。これも、いま技術的には何の問題も支障も出てこんわけでしょうが。ただ言うように、今からすれば、積算の見直し、数量の振り分けがありますんで、都合のいいことに、ここの場合は箱型で、コの字になっていますんでね、どこで切るかで2分割はできる、私も図面を見させていただきましたけどね。中の細かいところまでは見ていませんけど、そういったところはね、そんなにかからんと思いますよ、今までの経験上から言っても。だから、それで問題がどこにあるかと、私が言いようわけです。地場業者を使わないで、市外業者を持ってきてしなきゃいかんという理由だてはどこにあるんですか。

○建築課長

必ずしも、その分けた所が悪くなるとか、そういうことは確かにわかりません。ただリスクは減らすべきであるということですね、考えておりますし、今まで飯塚市でこういう建築物ですね、1つの構造が一体的になったやつを私分けた経験もございませんし、福岡県あたりに聞きましても、一体的構造物を分けた例はちょっと最近はないですねと、過去にもちょっとわからないというようなことでしたんで、一般的にやっぱり1つの建物を分けてリスクを負うということはやっぱり品質管理の上では考えられないというふうに思っております。

○坂平委員

事例はないということで、先ほど古本委員のほうからもありましたけどね、分けて出した事例は、場所と物件名まで出されて説明されたじゃないですか。それと、市外業者をね、入れなくても、地場業者だけのJVで、これはできない理由はどこにあるんですか。

○建築課長

今回のですね、校舍棟は1万平米を超える大規模な建築物になります。大規模になってきますと、やっぱり資材の調達、労務の調達、特に昨今では技術者の調達に非常に苦慮しているような状況をちょっと耳にもいたしますし、総合図を作成したり施工図を作成したりしてですね、施工計画を立てることにはなるんですけれども、大規模なやっぱり建築物になるほど、やっぱり配慮しなければならぬところがいろいろありますので、どうしてもやっぱり我々としてもやっぱり実績を重視したいということで、市外でなければ絶対だめだということじゃございませんで、やっぱりその規模ぐらいのですね、実績はやっぱり必要ではないかというふうに考え

ておるところです。

○坂平委員

じゃあ、いま現在市内業者、S I 業者が10者、I 等級が11者おるわけですが、こういう方々で施工は能力的に不足というふうに判断されてあるわけですか。

○建築課長

不足ということではなくてですね、やっぱりそのクラスの、1万平米以上のもですね、やっぱり実績を持ったところに入ってほしいというのはありますけれども、不足とかいうことでは考えておりません。

○坂平委員

いや、だから実績というのはね、基本的にさせていかなきゃ、育成という観点からいっても実績ができてこんわけでしょうが。せつかくこの飯塚に本社を置いている企業さん、この方々はその外部に行って実績をつくってこられるかという、なかなか難しいことだと思いますよ。この飯塚で発注される物件で、そういった実績ができれば、また外部にも発注できますしね。そういったこともね、やっぱり十分に考えてほしいと思いますよ。そして、いま言われる1万平米の実績、これを例えば1者に1万平米以上の実績ということで考えるか、これは考え方でしょうが。それぞれ4者なら4者、地元S I 業者がJ Vを組んで、それぞれがトータルすれば1万平米を満たしますよと、これJ Vというのは1つの企業ですからね。企業体をつくるわけですから、別会社をつくるわけですから。だから、そういったみなし方も考える形もできるわけですよ。そういったことは考えたことありますか。

○建築課長

その辺については考えたことはございませんし、発注についてはまあうちのほうがちょっと答えるところではないのかなというふうには思っておりますけど。

○坂平委員

じゃあ、どこが答えるんですか。どなたか答えていただけませんか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:56

再 開 13:13

委員会を再開いたします。

○建築課長

先ほどの質問でございますけれども、1万平米ということを私も申し上げましたが、じゃあ、それをいくつも業者を分けて1万平米になればいいんじゃないかというような、ご質問があったかと思いますが、それにつきましてはですね、やはり複数の業者ももちろん集めてベンチャーを築くことにはなるんですけども、やっぱり大規模な建築物になりますので、やっぱり1万平米程度のもですね、施工実績のあるところじゃないとですね、やっぱり引っ張っていけない、統括していけないというふうに考えております。以上でございます。

○坂平委員

じゃあ、質問の角度を変えてお尋ねします。では、平恒については地元業者ということで発注計画を立てられてあるということで、これは地場業者ということで非常にいいことですが、今の答弁からいいますと、平恒の工区割をされてある床面積の平米数、これはそれぞれのくらいになっていますか。

○建築課長

質問の件でございますが、管理棟、それから教室棟が2棟、それから給食調理棟がございまして、管理棟が約3,700平米、それからですね、教室棟が2つありまして、1つが2,700、それから教室棟のBというのがあるんですけど、Bとそれから調理棟、給食調理棟を合

わせますと4千平米程度でございます。以上でございます。

○坂平委員

いま、ご答弁いただきましたけども、ちょっと説明が理解しにくいんですが、平恒は3工区に分けてあるんでしょう。先ほどの質問の中で、エキスパンションジョイントが3つに切っているから3工区に分けてあるというふうに、私解釈したんですが、それでいいですね。3工区に分けてある分の、それぞれの工区別に床面積を教えてください。

○建築課長

先ほど申しました平米数がですね、3工区に分けた面積でございます、もう一度繰り返します。まず1つがですね、管理棟ですけれども、これが約3,700、それからですね、教室棟A、これが約2,700、それからもう1つ工区がですね、教室棟Bと調理棟を合わせまして、約4千平米でございます。以上でございます。

○坂平委員

この飯塚市のS Iですか、建築の、10者おられますよね。地場業者だけで、これは発注されるというようなことですので、この方々は学校について過去の実績、これは3700平米、2700平米、4千平米、これはそれぞれ実績はあるんですか。

○建築課長

わかりません。

○坂平委員

あなた方が説明しているのは、先ほど幸袋については1万平米という床面積を要してあるんで、それなりの実績のある業者じゃないとだめだというような説明だと思います。だから私がお聞きしているのは、じゃあ平恒は地場業者育成という観点から、たまたま指導のもとに設計の段階でエキスパンションジョイントを入れて図面を書いてくれというような指示はなかったんですが、たまたまそういうふうな図面ができ上がったということで、3工区に分けられてあると思います。いま床面積を聞くと、こういう面積だと。で、地元に出すと。そこあたりの整合性はどこにあるんですか。実績がないとだめだと。品質管理、施工管理、安全管理、これ平恒も同じように、学校がそのまま生徒さんが授業を受けながら建築物も建てていくと思うんですよ。だから、同じような条件だと思うんですよ。それも調べずに、片や幸袋については1万平米、床面積が広いから、それだけ地場業者で施工能力はないだろうと、実績はないだろうというふうに初めから決めつけられてある。そこのあたりはね、まったく整合性がない、説明の中に。それはきちっと調べて回答をいただきたいと思います。

○副市長

建築課のほうは品質管理とか面積のことを言っておりますが、もちろん面積が大きいこと、あるいは事業費の大きさ、それから建物の形状、何度も繰り返しになりますが、あそこの土地が非常に狭隘で階段状になっている。その中で、小学校と中学校を挟んだ間の中に口の字型の一体となった形状のやつをする。そして下のほうには、将来これを終わらせておかないと、問題になってきます認定こども園の民間移譲の問題、それから目尾小学校が動いたあとの目尾振興計画に対するあとの、跡地の地元と約束したことの果たす割合等々をですね、総合的に勘案いたしまして、JVを組んで市外の大手の方を1者を入れて、あとは地元の方の地場企業でこの事業をやってもらおうということをですね、行政のほうで内部でいろいろ種々検討した結果、そういう方針で臨もうということを決めましたので、そういうところでですね、質問委員さんの言われるところについては、十分どう思うかということにはわかりませんが、一つそういうことでいま、ご理解をお願いできればというふうに思っております。

それともう一点、どうしてプロポーザルでやったかということに際しまして、プロポーザルでやった、そのやるという結果につきましては、昨年の3月議会で附属機関の設置ということで、このプロポーザルに関して外部委員さんを入れたいので、当然議案として附属機関の設置

という改正条例をして議決をいただいております。そして、当時の市民文教委員会の中で、何でプロポーザルをしないといけないのかという同じようなご質問をいただいております。その中でここに会議録があるんですけども、ちょっと読ませていただきますと、「現幸袋小中学校敷が東西に長く、階段状になっており、さらにその段差が高いということでございまして、施設レイアウトに高度な技術力を要し、さらに周辺道路が狭く、工事方法や完成後の敷地内動線のとり方に工夫が必要とされると予想されることから、主に工事の内容につきましての検討を行い、複数の設計方針の提出案を受けた中で、優れた設計者を選定しようとするものでございます」と、これは市民文教委員会の中での当時の学校施設推進室主幹の答弁でございますけども、一応こういってプロポーザルをやりますということで、附属機関の設置について本会議で議決をいただいているという経過があるということだけ、いまちょっとお答えをさせていただきますかと思っております。

#### ○坂平委員

いま、副市長のほうからね、先ほど平恒、幸袋、鎮西、この3つの入札方式、これが設計業務に対して、幸袋だけがプロポーザル方式だと、その件については、どういうことでプロポーザルになったんですかということで先ほど聞いたときには、教育委員会からそういうお話があったから、教育委員会のほうで決められたからそうしましたという答弁だったと思うんですよ。だから、何でそのときそのときで答弁がね、また変わってくるかなと。いま市民文教委員会の中では、そういうことで説明をきちんとしてしまったというような、今ご答弁ですよ。だからもう少しね、質問者に対して、もう少し詳しくやっばりせんと、全く自分のほうでは責任はありませんよと言わんばかりにね、よそに、よその所管にね、振って話を、説明をすること自体がね、いかなもんかなというふうに私はいま感じました。あなたがなぜね、そのことをいま市民文教委員会であつたことをいま説明するかというと、先ほど昼休みに、私は委員長の方に、じゃあ先ほどの答弁は今ここに経済建設委員会におられる方々の中では、その答弁がなされていないから、じゃあ、教育委員会のほうに申し出をしてくれと、ここに呼んでくださいということをお願いしたから、あなたがいまそれを説明しよ。であるならば、最初からその説明をすればいいことでしょう。そのあたりどう思われますか。

#### ○副市長

先ほど私が答弁したときには、若干人間の記憶だから、あいまいだから、間違いがあつてはいけないけども、教育委員会から、先ほどこれ読みましたけども、何ぼかの理由があるから、プロポーザルをしたいという相談を受けたから、それはいいじゃないかというふうなことで、私は答えたというふうに、先ほど来、私は答弁したと思います。はっきりとこういう委員会での記録がありましたので、念のためご案内したということでございます。別に私は、責任転嫁するとかそういうことではなくて、相談があつたということは前も教育委員会のほうから私にプロポーザルで行きたいという話があつたのはですね、これは否定するものではないし、私はそう答えたと思うんですけども、改めてここで、だからプロポーザルについては、恐らく議決があつていますので、議員の皆様方もある程度承知のことかと、逆に言えばですね、そういう理解もするんですけど、そういうことでご理解いただければと。私は決して責任転嫁をするというような気持ちはございません。

#### ○坂平委員

それであるならば、例えば、いまプロポーザル方式で幸袋を設計したということについては、最終的には決裁は出されてあるんでしょ。であるならば、あなたは基本的に市民文教委員会には当然出席されておられたわけですから、記憶がはっきりしないのであれば、会議録があるんですから、それを見た上で答えますとか、いう答弁でほしかったですね。そうせんと、そこで誤解を招くと思います。

であるならば、じゃあですね、幸袋については、例えばいま執行部、執行権の範疇で発注方

法、これについては私どもは介入できません。それは心得た上で質問します。床面積が1万平米を超えるからという答えがありました。平恒については4千平米、一番大きいのが。これが地元業者で実績があるかないか、これはわかりませんという答えであります。じゃあ、この床面積が4千平米、実績がなかったら、これも大手に、市外業者に出すんですか。そのあたりご答弁をお願いします。

○副市長

先ほどいろいろ指摘があつてですね、できるだけ地元業者育成という観点から、今後については発注を考えていこうという答弁を差し上げました。そして、その面積云々、それから契約課長も言いましたように、例えば、そのJVを組んで市外の大手に発注する基準はあるのかという問いに対して、明確な基準はございませんという答弁も差し上げております。そういう中で、例えば面積がかなり広いとか、工事の金額が相当一定の金額以上あるとか、建物の形状とか、いろいろその他の附帯条件をいろいろ考えて、そのときにまた判断することになると思えますけれども、現在のところはですね、平恒については一定の地元業者のほうに発注しようというところの計画で進んでおるといふところでございます。ですから、あとはその学校の実績があるかないかは別にして、建物の工事金額とか面積とか、それだけの能力がというのは、そのときにまた具体的に判定しますが、今のところは地元業者の方をお願いしようという計画でございます。

○坂平委員

いや、だから、平恒のことだけじゃなくね、幸袋、根底には幸袋があるわけですよ。幸袋がなぜ市外業者を入れてするのかと。質問すれば、1万平米床面積がありますと。そういった実績のあるところはないじゃなからうかというご答弁でしたからね。それで、じゃあ平恒はどうなっているかということ聞いていきようわけです。だから、幸袋については基本的に市外業者じゃないとできないという根拠はどこにあるかということ聞いたら、1万平米床面積がありますという答弁ですからね。じゃあ、先ほども私言いましたように、じゃあ市内業者がそれだけの数を集めて、1つの共同企業体、1つの企業というみなし方であれば、それがクリアできるのではなからうかと。あくまでも地場業者に仕事をやってもらうんだという観点から、私が質問しているわけです。だから、そのあたりをね、いま言う図面の形状とか、いろんなことを言われていますよね。そうすると、また原点に戻るわけです。颯田の小中一貫校の後、今後どうするかというお話をしたときに、今後は地場業者を優先して、とにかく地元ができるような形のもので考えていきますというお話をいただいたんですよ。ところが、それが全くそういう形ではない。特殊な工法を使って施工するとかいうことなら別ですよ。一般建築物でしょう。それをもって、設計業務を委託する段階から、そういうふうな市の考え方と、行政の考え方として、地元業者でできるような形のもので区分を分けて、できるように設計を組んでくれんかと言ってお願いをしておけば、こういう問題は発生せんやったわけですよ。そして、しかも建築課のほうに聞くと、打ち継ぎは当然出てくるからそこで切るのは可能ですと。そして、今からもう図面も全部発注する直前まで来ているんで、今からそれを新たにすれば、費用がかかる。それを新たに仕分けするのに費用がかかる、そして時間がかかりますと。以前聞いたときには2カ月ほどかかりますというご答弁ありました。でも実際には、先ほども言いましたけどね、設計をされたところに実際に短時間でやってもらえば、あくまでもこれは私の個人的な、主観的な考えですよ。20日もあれば十分できるんじゃないかと、私の経験上ですね、いうふうに私は思っております。建築課の方はどういうふうに思われてあるかわかりませんが、じゃあ、そこまで設計事務所に設計委託をしたところに確認をしましたかということをお尋ねしたいですね。建築課の方はそこまで確認されました。

○建築課長

確認はしてありません。

○坂平委員

建築課の方は確認されていないということですので、これは開校日がもう決定しているんだということで、先ほどから説明あってますよね。もしそういうことが可能ならば、市長、副市長が判断すれば、建築課のほうに設計事務所に確認してくれというようなね、確認を1回やっていただけんですか。地元で発注できるような方法は、今からでどのくらい時間かかるんだというぐらいのね、地場業者育成という観点からね、やっぱり前向きに努力をしていただきたいと思います、今まで気がついてなかったのであれば。でもこれは平成23年度に、あなた方はそれを地元業者でいけるような格好を、形を考えて進めていきたいということをはっきり言われているんですよ。それをやっていないから、今また再度、私はそのことを質問しているんです。そのあたりどうですか、市長、副市長は。確認をもう一回やってみれと、そして開校日にどうしても間に合わんということであるならばね、逆に、あなた方は颯田小中一貫校を造った後に、そういうことで回答を私もいただいております。地場業者はね、当然こういう事業は、地元業者でやってもらうのは当たり前の話と、できる範囲のことは前向きに進めていきたいというようなお話を聞いておりました。でも、設計委託を出す段階において、まずその段階から全くやってなかったわけでしょう。そういう意識がもう全くなかったんですよ、経過を見ると。いま私が言っているのは、経過を見た段階で、今お話をさせていただきようわけですよ。だから、そのあたりはどういうふうにお考えですか。

○副市長

この幸袋小中一貫校についてはですね、結果から見ると、その辺の配慮が足りなかったのじゃないかという点は甘んじて受けますけども、ただ私も市長もですね、常日ごろから地元業者育成ということについては、原則これには地元で発注できるものはできるだけ可能な限り発注していこうと。ただ、今回の小中一貫校については、プロポーザル方式で了解もらって、それを採択された案に、技術的なことは別にして、建物の形状として口型の一体型となったやつ、これを分けるということは、教育委員会か建築課かはちょっと忘れましたが、県のほうに聞いても、これを分けるのはちょっと不自然ですねと、コンサルも分けるのはちょっとおかしいだろうと。それから、同じこと繰り返しになりますが、短い施工期間の狭い階段式の形状の中で、きちっと児童生徒の安全を確保しながら、短い工期の中でやっていくには、そういう方式がいいだろう。それと先ほど言いましたように、下のほうには認定こども園の関係、これは附属した問題ですけども、あるいは目尾振興計画の目尾小学校の跡地の引っ越したあとの開発の問題等々がありますので、今回のこの幸袋については、地元企業育成ということについては我々常に頭の根底にありますけども、これについてはそういうことで一つ、この幸袋小中一貫校については市外のゼネコンを入れたJVでいこうという決定をいたしましたので、一つそういうことでご理解をお願いしたいということですね、繰り返しになりますが、そういうことでご理解をいただければというふうに思っております。

○坂平委員

そういったことで執行部の方がね、決定されたということであるならば、我々は執行権者ではありませんので、その方向についてはこのくらいにしとしましょう。

ただ、あとと言えるのは、今も副市長が言われたように、地場企業育成という観点をしっかり持ってあるならば、では発注が市外業者、これ先ほど私が言いましたけど、二十五、六億円、校舎棟についてあると思います。これについて、市外業者、それと地元業者はどのくらい入れられる考えですか。

○副市長

一応3者JVということ、いま予定をいたしております。

○坂平委員

以前ですね、平成23年度に市長が答えられてある質問がですね、何名かの方から出たんで



すが、このときは市外業者とのJV構成は市外が50%、市内が50%ということで、過去にわたってそういう比率で発注されてあると思うんですよ。そこまでお尋ねしていいかどうかわかりませんが、そのあたりのお考えはどんなふうですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 13:38

再開 14:19

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

○坂平委員

先ほどから、長時間にかけていろいろと質問をさせていただきました。そして、いま執行部のほうともですね、議論が続いている分については、幸袋の小中一貫校の建設工事について、基本的に先ほどから言いますように、地場業者育成という観点において、あくまでも先ほど質問しましたけど、再度設計事務所等々に分割発注ができるのかできないのか、そして時間的に間に合うのか、間に合わないのか、そのあたりは質問の答弁がいまだに返ってきませんので、そのあたりは後日調査をした結果をお答えいただきたいというふうに思っております。

それと、先ほど休憩に落として、懇談会を開いた中において、懇談会の中でこの経済建設委員会の中では答えはできないということについては、総務委員会のほうで答えを出すというご答弁でありました。その中において、ある程度の私のほうの質問に対しての、私も理解できる回答をいただきましたので、その件についてもこれで質問を終わります。

最後にですね、やっぱり行政は一貫性を持ってですね、やっぱり私どもが委員会でいろいろと質問する中において、やっぱり約束をしたこと等々についてはですね、計画性、そして発注を、例えば設計なら設計、発注の段階でそういう約束ごと、地場業者育成という観点をですね、常に頭を中心に置いて、今後の建設行政を進めていただきたいというふうに強く要望しておきます。

○副市長

先ほど設計会社のほうに、その見直し、分割のあれが、再確認してくれということですけども、正直申し上げまして、発注時期あるいは開校時期を考えますと、そんなに日にちが正直言ってないわけです。それでこの委員会、次回まで待てるかどうかというのがですね、非常に私も懸念をしております。これは、早急に言われたことに対しては対応しますが、仮にできなければ各委員さんにですね、担当のほうから回って了解をいただくということも、ご了解をいただきたい、逆に言えばいただきたいなど。というのが、どう考えても土地の形状、それからいろんなことを考えますと、工期が14か月は多分最低でもいるんだろうというふうな懸念もしておりますので、一つその点だけはですね、申しわけありませんが、従来どおりでよろしく願いますということもあるかもわかりませんが、分割ということもあるかも。ただ、非常に日にちが、何でもっと早くしなかったかという当然お叱りも受けるかもわかりませんが、この期に及んでそれを言ってもやむを得ませんが、そういうことで一つ、もし委員会を開催する暇がなければですね、早急に各委員さんにご了解をとって回ると、正副委員長に相談して、そういうこともあろうかと思いますが、一つその点だけご了解をよろしく願います。

○坂平委員

副市長ね、あなたがまたそういう答弁をされるとね、また同じことの繰り返しを言わなきゃいかんわけですよ。だから、いま私が質問したことに対して一応調べていただいて、委員会を開催していただければいいじゃないですか。日程調整はしていただければいいことだから。だから、あなたが調べてみて、次の委員会で報告をするときには、もう既に終わっているかもしれないとかいう答弁ならね、ここで延々と今から協議しましょう。私もそこでね、一たんこれが長時間にわたって委員会が続くから、そういう言い方で終わるとるわけですから、そうい

う答弁の仕方はないと思いますよ。

○副市長

今うちのほうで、この幸袋小中一貫校の発注の事務的なものをちょっと日程を確認したんですけども、日にちがあまりないということが正直なところですよ。それで、いま質問者から言われたこともやって、これも先のことですからわかりません。ただ議案の上げ方がちょっと別な形でまた議会にご相談する場面もあるかわかりませんが、いま言いましたように一度要望がありました設計者のほうにですね、そういうことで費用とか日程とかいろんなことを一たん確認して、それで近々のうちに、また委員会の開催もですね、正副委員長に相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○古本委員

分割できるかどうか、ですよ、いま質問があったのは。これを設計者にいま聞くと言われたんですが、聞いてあるからこういうふうにしようじゃないんですか。どうなんですか。できるとですか、そういう分割とか、今。それといいですか。あなた方は、その設計者にお尋ねしますよね、おそらくできんと言いますよ。だから、それはそれとして聞いてください。直接、行政とは関係ありませんが、そういう外部の人に、議会も聞かなきゃおかしいですよ、できるかできないか。片方だけ聞いても、片面だけやったって、こういう答えは出ないと。先ほどから私が質問させていただいた中では、できないと言われたでしょう。できないのができると、いま言うんですか、それとも設計コンサルがですよ、行政の下で仕事しているんですよ。その辺をよく考えてください。

○都市建設部長

すみません。例えば、先ほどの答弁の中で、スケジュールが、日にちがかかるとか、そういう部分でですね、じゃあ、それがどのくらいかかるのかというところで、できるできないとかではなくてですね、その部分のスケジュールをしたときに、先ほど坂平委員のほうから質問の中で、切ったような形の継ぎ手とか、その部分のいろんな工法がたぶん図面とかも修正とかが当然入ってまいります、積算上の設計書もですね。そういう部分の作業として、それがどのくらいかかるのかというところでございますので、そういうところの確認を再度するというところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○古本委員

言われることはわかります。ただね、今スケジュールの中でそれがどのくらいかかるかとか、かからんとかいうのは、できる過程の中でかかるか、かからんかでしょう。できんのに、それ時間がどのくらいかかるか、あるんですか。どうなんですか。

○都市建設部長

確かに、いま委員質問のとおり、できる過程の中で、じゃあスケジュールはという話だろうと思いますけども、先ほどのスケジュールを聞くか聞かないかという部分は、そういうそれがどのくらいかかるのかというところでございましたので、その部分についてはできる場所にはありませんけども、いま我々が分割をですね、先ほどの答弁の中でしておりますので、その中については、じゃあ設計を見直したときにどのくらいかかるかという部分だけをもってですね、それだけで今ちょっとスケジュール的にはというところでございますので、その分をコンサルに聞くと。分割をあくまでもするという前提ではないということですよ。

( 発言する者あり )

○坂平委員

話がね、何か難しくなっているんですよ。

( 発言する者あり )

何か市長、何か言われたでしょう、今。難しく、私が言いようですか。

( 発言する者あり )

ああ、説明者がね、答弁者がね。

基本的にはですね、例えば口型になった、箱型になった建物自体を分割で分けるという形をとるときには、やってできないことはないわけですよ。建築課長、やってできないことはないですね。それは設計事務所にも聞かれてあると思います。そして、これをやることによって、いま現在、積算資料が全部出てきている分、これをまた見直しをかけて分けなきゃいかん。そして継ぎ手の部分についての鉄筋の構造体、これを変えなきゃいかん。そこだけなんですよ。だから、分けて出そうと思えば出せるんですよ。ただ、あなた方が言っているのは、開校日が決まっているから、今さらそれをする時間帯がどうかと、間に合うか間に合わないかということが問題点で残っているだけです。だから、切って切れないことはないんですよ。どっちですか。設計事務所に確認とられましたか。都市建設部長は建築やないから、わからんと思いますよ。建築課長のほうがわかると思います。ご回答ください。

○建築課長

質問委員、言われるようにですね、理論的には確かに切れないことはないだろうと。しかしながら、先ほど日数がかかるとか費用がかかると申しましたのは、積算上の話でございまして、じゃあ、実際どこで切るのかということで、かなり日数を要するんじゃないかと。ただし、先ほども、私答弁させていただきましたけれども、1つの建物をやはり分割するような発注は、まずしないと。飯塚市でもちょっとしたことはございせんし、福岡県にお尋ねした中でも、そういう発注の方法はしたことがないと。先ほども申した中で、工程の管理をする中においてですね、やっぱり分けてやるといろんな問題が出てきます。それは先ほどおおまかな言い方をしましたけども、品質の管理であるとか施工の管理であるとか、そういったところにいろんなリスクをどうしても負ってしまうということで、私たちはやはり1つの一体的な構造のものにはついてはですね、一元的な管理をしていく必要があるということから、分けることはできないというふうに先ほど回答させていただきました。

○坂平委員

あなたね、先ほどから何回も繰り返しようわけよ。じゃあ、平恒も一体型でしょう。エキスパンションジョイントが入っているということだけであって、一体なんですよ。先ほど、古本議員も言われよったでしょうが。あなたの答弁自体がおかしいわけですよ。だから、一体型じゃないんですか、平恒も。同じことの繰り返しになりますよ。説明がね、答弁がね、きちんとした答弁が出てこないから、あなたに特別に質問しよるわけじゃない。建築課はあなたが課長であって、あなたしかいないと思うんで、質問をさせていただきよりますけどね。だから、先ほど私が言ったように、それが可能かどうか、日数的に可能かどうか、そこにいま論点が行っているわけですよ、私の質問は。でも古本議員の質問は違うですよ。割れるんなら、割らんかと、今からでも当然するべきじゃないかということで言われよる。そのあたりをよく精査して答弁をやってください。

○副市長

建築課長が言いますように、技術的には私はちょっとわかりませんが、ひょっとしたら可能かもわかりませんが、ただ、もういかんせん、この時期でございまして、いま当初から再三繰り返しになりますが、この幸袋小中一貫校についてはですね、JVでということで、行政でいろんな、いろんなことを繰り返し説明いたしましたが、そういう理由をもってですね、JVで発注させていただきたいということで、ご理解をお願いします。

○坂平委員

JVで発注します。まだ先ほど私が質問したこと、日数的に間に合うのか間に合わないのか、費用的にどのくらいかかるのか。それは先ほどあなたが、答弁の中では一応確認をとって臨時

の経済建設委員会でも開いていただいて、その中で報告をさせていただきますという答弁やっただすよね。今の答弁であれば、JVでもう頭からもう発注をさせていただきますということと言われよる。だから2つ答えがある。

○副市長

先ほどですね、質問者の強い思いを持ってあるもんですから、そういうことも一瞬、申しわけございませんが、取り消させていただきたいというふうに思っております。正直申して再三私が繰り返して申し述べておりますように、行政としては、この小中一貫校については早急に発注しなければ、開校式等々の問題もございませぬ。もちろん、それ以外のいろいろ、るる申し述べてきましたけども、今回についてはですね、この小中、幸袋についてはJVで発注をさせていただきますというところでご理解をお願いします。

○坂平委員

あなたね、先ほどもお話ししたようにね、お話をした後にまた話がすぐ変わる。我々はどういうふうに聞いていけばいいんですか。答弁は1回されとって、何分もたたんうちに、その答弁については取り消しさせていただきたいと。じゃあ、どういう話をすればいいんですか、この委員会では。委員会で話す意味がないじゃないですか。委員会で話して、答弁いただく。先ほど、あなたが自分で言われたんですよ。臨時委員会でも開いていただいて、その中で答えをさせていただきますと。言った矢先にまた同じことですよ。幸袋小中一貫校については市外業者とJVで発注をさせていただきます。だから、その発注権については、我々は入れんわけですよ。そのことについてね、言いよるわけじゃない。地場業者育成という観点から、地元でできないのかと、できる方法はあるんじゃないですかということ聞きよるわけですよ。先ほどは、一応それは調べますと、調べて報告しますという答弁だった。今度は、まったく180度違う答弁をされよる。どっちが本当ですか。

○副市長

先ほどの、ちょっと前言を撤回することになりますけども、私としてはですね、小中一貫、幸袋小中一貫校については、行政としてはJVで発注して、早急にできれば、工期、あるいは開校等も迫っておりますし、その他諸々については、再三何度も繰り返して説明しておりますけども、JVでですね、発注してやっていきたいと。ただ、可能かどうかということについてはですね、調査だけ、ただそれができるとかできんとか、その日にちをするだけの、正直言って物理的な余裕がもうあまりないというのはですね、だったらなぜ早くしないのかと、繰り返しになりますけども、なぜもっと早くしなかったかという問題が残るにしても、この小中一貫校の発注に関しましては、一つそういうことでご理解をお願いしますということですね、再度お願いしたいというふうには思っております。

○坂平委員

何度も繰り返すようですけどね、颯田小中一貫校が終わった後にもね、発注をかけた後に、この話は3校残りますよと、これについてはどう考えてありますかというようなお話の中で、あとの小中一貫校については地場業者ができるような形で進めていきたいということで、お話があったんですよ。その中で、設計委託を出す段階では、そういうことは一切指示をしていない。そして今回、そういうふうなね、今度は時間がないから、先ほどの答弁と全く違うように。今度は、市外業者と地場業者のJVで発注をさせていただきますと。だから、一貫性がないんですよ、答弁に。質問をして答弁がそれだけ一貫性がなければ、質問をしても何も意味がないんじゃないですか。そのときそのとき、質問の角度が変われば、そのときそのときにまた答弁が全く180度違う正反対の答弁が出てくる。これじゃ委員会を開いて、委員会で審議する必要性がないじゃないですか。

委員長、委員長、答弁に一貫性がないんですけど、そのあたりどういうふうにとらえていただけますか。

○副市長

ですから先ほどですね、ちょっと調査しますということについては撤回をさせていただきますと、あとと言いました、前回からずっと当初、今回答弁しておりますように、この幸袋、確かに颯田のあとは地元企業育成という観点から地元で発注するよというということで、原則そういう努力をしなきゃなりません、結果として、この幸袋小中一貫校の口の字型の建物というのは一体型の形状等から、今回は担当課が申しますように、市外のゼネコンを入れてのJVの発注でいきたいということで、行政内部でいろいろ総合的な勘案した結果、そういうことになりましたので、それで一つご理解をお願いしますということでございます。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:40

再 開 14:53

委員会を再開いたします。

○副市長

またおしかりを受けるかわかりませんが、撤回するということ撤回します。当初のですね、一応建築課のほうから設計業者のほうに、調査依頼が質問者のほうからあっておりますことについては、そのようにいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○古本委員

今の答弁ですが、コンサルにできるかどうかも含めて調査するということですか、させると。

○副市長

費用がどのくらいかかるかと、日数がどのくらいかかるかということをお尋ねでしたので、それは担当課のほうから設計会社のほうにですね、きちっと、その日数はどうなのかと、またこれは細かく言うと問題になるかもわかりませんが、そういうことも含めて総合的に我々のほうで判断せないかなというふうに思っております。

○古本委員

今の答弁の中では、まず可能かどうかも含めて、可能な場合は積算のやりかえとか諸々のところを含めてどのくらい時間がかかるかを聞かれるという答弁でいいんですかね。いいんですね。

そしたらですよ、委員長、私さっき、ちょっと質問させていただいたんですが、いまコンサルは本市と契約結んどるんですよ。そういう中で何というんですか、ゼネコン主導の今の発注の仕方では答弁を受けているんですが、私は地場企業育成の観点から使ってくれというお願いをしよるんです。できるかできんかの判断の中は、どういうふうに私考えていいか、自分の判断がつかないんです。というのは、私はこの話を質問する中で、自分が自分の知り合いの中の設計士に簡単にできるというような答えを持ってきて質問してるんですよ。何で地場企業に発注しないのかというような、先ほどから質問させていただいたんですが、坂平委員さんが言われるように、一番難しいところは鉄筋の継ぎ手だけで生コンは一度に打つわけではない。打ち継ぎは一度にするわけじゃないから、建物の中あちこちでできますよと。難しいところはどちらのところの鉄筋の継ぎ目がどちらに来るかとか、そういうところだけなんですよと聞いていますよ。それで、そのほかの部分でも、例えば先ほど言いましたように、金田の庁舎は一、二階別棟発注なんです、階層で。そういうこともできるんですよ、やろうと思えば。だからできるかできんかのところで、ノーはないですよ。ただ、できるけれども時間がかかるとか、積算の部分でもやり直すからこのくらいかかりますよとか、その確認だけいいですか。できる観点から聞かれるんですか。それをさっきお尋ねしよったんです。

○副市長

先ほど、前の坂平委員からも質問あったように、それから古本委員も言われるように、そのつなぎ手の云々、技術的なことはちょっと私も不得意ですけども、それは可能かわかりません。そういうのが出てきた場合に、じゃあ、あとそれを算出する間のと、今度行政側としてする判断としては、例えば開校日とかいろんな問題があります。それを総合的にですね、判断させていただいてですね、報告させていただきたいというふうに思っております。

○古本委員

先ほどから何度も繰り返しますが、私はできるかできんかのところだけはきちっと返事をもりたいんですよ。する、せんじゃなくて、そしたらあなた方はできるのになかったと。ジョイントをつくってなかったからしなかったと。極端な話、やろうと思えば今からでもジョイント入れられるわけでしょう。期間はかかりますけど、例えばですよ。地元企業を第一に考えてやられるんなら、できますよね。ただ開校とか、いろんなものの期間が短いからできないと。どっちかにこうきちっとしてください、返事を。その辺の要望をしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

初めに、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」の報告を求めます。

○商工観光課長

「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」、ご説明申し上げます。飯塚市中心市街地活性化事業のうち、商工観光課が所管しております商業の活性化事業の取り組みについて、平成26年度の事業進捗状況資料に基づき、報告させていただきます。

まず、中心市街地最高戦略事業の2つの事業につきましては、国の平成26年度予算による経済産業省の事業採択を受け、実施しております。

まず、「街なかさるくで、健幸商店街創造事業」につきましては、平成25年度に引き続き、東町商店街の旧玉置1階に開設しております街なか交流・健康ひろばにおきまして飯塚商工会議所が実施主体となり実施しておりますが、7月1日から9月2日までスロージョギング教室を合計10回開催し、延べ121人が参加、10月4日にスロージョギング大会を開催し35人が参加をしております。また、9月30日からステップ運動教室を開始しております、12月26日にかけて計12回実施いたします。「さるくポイント事業」及び「健康フランチイズ制度」につきましては、平成25年度に導入いたしまして、商店街の魅力向上に取り組んでいるところでございます。今後の予定としましては、1月6日よりスロージョギング教室を3月17日にかけて計10回、3月にスロージョギング大会を開催することとしております。

次に、「タウンマネージャー設置事業」につきましては、平成24年度から設置しておりますタウンマネージャーを今年度も採用し、現在店舗診断や空き店舗対策をはじめ、国の補助金を活用したハード整備やイベント等のソフト事業の支援、商業活性化に向けたさまざまな企画立案などを行っていただいております。

次に、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用した4つの事業につきまして、ご説明い

たします。

「戦略的逸品店舗誘致事業」につきましては、アンケート調査による消費者ニーズなどを参考に、中心商店街に即戦力となる逸品店舗の誘致を進めておりました。現在までに28社に出店交渉を行い、そのうち出店検討中が5社、社内協議中が7社となっております。今後とも引き続き、積極的な誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

「街なかギャラリー運営事業」につきましては、設置場所の再検討も含め、計画をいま見直しているところでございます。

次に、「スマイル・コミュニケーション創出事業」につきましては、大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映を契機として、昨年度から県の軍師官兵衛福岡プロジェクト協議会に参画をして、本市では昨年4月に官民により設立しました黒田官兵衛いづかプロジェクト協議会を中心に、官兵衛ゆかりの市としての観光PR活動を行っております。本事業を活用しまして、負担金として財政的な活動支援を行っているもので、これまでに平成の黒田二十四騎絵馬の作成やポスター、のぼり旗、パンフレット等の作成、各種イベントにおけるPR活動や旅行会社向けの説明会への参加等を行ってまいっております。今後とも引き続き、街道まつりなど各種イベント等において、観光PR活動を行っていくこととしております。

最後に、「街なか循環バス運行事業」につきましては、中心地市街地活性化推進事業の効果促進事業として実施するもので、市民の交通手段の確保並びに中心市街地の利便性や回遊性の向上を主な目的として、中心市街地内を主とした各施設への利用促進や商業施設への誘導を行うものでございます。平成27年度の導入に向け、飯塚市地域公共交通協議会におきまして、ただいま運行計画の検討及び調整を行っているところでございまして、年内中にダイヤと運行詳細を決定する予定といたしております。

以上で、中心市街地活性化事業の進捗状況についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地方卸売市場 青果部 (みどりや) の盗難について」の報告を求めます。

○農林振興課長補佐

飯塚市地方卸売市場青果部食堂 (みどりや) の盗難について、ご説明申し上げます。

本年10月8日水曜日16時頃から、翌日9日木曜日午前4時頃までの間に、青果部入口右手にあります3軒ある食堂のうち、真ん中店舗のみどりやの裏側通用口のガラスを割って店内に侵入され、食器棚の内部に置いておりましたつり銭約3万円が盗難にあいました。

卸売市場は夜間も荷降ろしのトラック等の出入りがあることから、外部からの出入りを制限するのは困難である上、8日水曜日は青果部が休養しており、食堂も夜間は無人となっていることから被害を受けたものと思われまます。

なお、今回の被害を受け、各卸売会社、関連店舗及び商業組合に対し、金銭及び貴重品の管理を徹底するように通知しております。

以上、報告事項の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について」の報告を求めます。

○建設総務課長

明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について報告いたします。平成26年10月2

2日午後3時30分より、福岡地方裁判所において裁判が開催されました。前回報告しておりましたとおり、証人尋問を受ける者と期日が決定しました。受ける者は、原告の関係人、平成24年度当時の都市建設部長、同都市建設部次長、同土木管理課長、同総務部長の計5名で決定しており、期日は平成26年12月4日の午後1時30分から原告の関係人、平成24年度当時の都市建設部次長、同都市建設部部長の順で行われ、平成27年1月15日の午後1時30分から平成24年度当時の土木管理課長、同総務部長の順で行われることで決定しております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○坂平委員

この明星寺の道路ですか。これは特殊車両認定ですか、道路制限令、この道路制限令というそのものは、どういった制限があるわけですか。ちょっとそのあたりを説明いただけませんか。

○建設総務課長

今回の裁判に関しての基準となっております道路法が基準でございます。その中で、この法律の第47条第4項において、この道路との関係において必要とされる車両について、制限に関する基準が政令で定められるところでございます。この政令で定められました制限、車両制限令、これに基づきまして、今回車両についてのですね、通行についてのいろんな規制がかかったということで、いま裁判になっているところでございます。

○坂平委員

いや、裁判になった云々よりも制限令、道路制限令という内容、これはどういうことが制限されるから通行禁止ということになるかを説明いただけませんか。

○建設総務課長

具体的に言いますと、この車両制限令第6条第1項に該当しない道路である場合が判明したときには、同条第2項という中に規定されています車両幅員の2分の1を超える車両の通行ができない道路というふうなことが定めてあります。

○坂平委員

それじゃあ、この市道、全市道の通行許可、これは制限令というものは、飯塚市が、市長が発令されたと思います、制限令をここに制限しますということで、この道路については適用されたわけですね。じゃあ、この制限令を適用された段階において、これは使用をどうしてもしなきゃいかんというときには許可申請、これを提出されるわけですね。されたときには、その道路は通れるんですか。

○建設総務課長

申請に基づきまして審査いたしまして、条件等揃えばですね、認定されれば通れるようになります。

○坂平委員

では、申請をされたときに、どういった条件がつけられるわけですか。

○建設総務課長

各道路の状況にもよりますが、個別的にその地域の道路の状況等を把握しながらですね、そのときそのとき判断をしております。

○坂平委員

その一定の基準はないわけですか。そのときそのときで判断をされてあるということですので。

○建設総務課長

今回の案件で言いますと、道路の車道の幅員からですね、0.5メートルを減じたものを超



えてはならない、そしてまたこの制限令の中の第6条第1項及び2項の中に、先ほど言いましたように、市街化区域の道路で、この第1項に規定するもの以外のものを通行する場合については、道路車道、道路のですね、車道の幅員の2分の1を超えてはならないというふうなことで今回は判断しております。その関係で、5メートル未満であったということで、この車両制限令第2項に規定する道路であったということで、今回の場合は規制をかけたということでございます。

○坂平委員

いやいや、だから制限令をかけたということはわかりました。その通行許可申請、これは、先ほど私質問しましたけど、申請が出たときにそのときそのときの判断で許可をするかしないかは行政で判断をして、可か否か、どちらかを判断しますということで言われていましたけど、その一定の基準というのはいないわけですか。

○建設総務課長

一定の基準といいますか、通常でございますと、その地域の実情に合わせて、通学路であれば通学路の状況、あるいはその危険な状態であれば誘導員の配置とか、そういうものも含めて状況を見ながらそのとき判断をして、場合によっては誘導車両をつけて誘導しながら車の進入をやってもらうとか、そういうふうな条件をそのとき個別に判断しております。

○坂平委員

じゃあ、この問題は以前からずっと説明を聞きましたけれども、基本的に1回道路使用申請が出されて許可をされたわけですね。許可をされた後に、市が条件をつけたことに対して違反をしたと、それを守らなかったということで通行禁止ということに、申請をされたところは通行できないという形になったわけですね。その後、ほかの企業、そういったところからの申請はございませんでしたか、ありましたか。

○建設総務課長

取り消した後につきましては、太平建設のほうから出ております。

○坂平委員

それは1社だけですか。

○建設総務課長

取り消し後については、いま言いました太平建設、それからソーラーに関する搬入した場合の業者が入っております。

○坂平委員

いや、取り消したというのが、許可を1回出しとって取り消したのは太平建設ですか。取り消したのは、嘉飯山砂利組合やないのですか。だから、取り消した分は、いま裁判であつてるところですよ。それ以外に申請を、通行許可申請を出された企業はどこですか。

○建設総務課長

繰り返しの答弁になりますが、太平建設でございます。

○坂平委員

取り消したじゃなくて、申請があつたのが太平建設ですね、それ以外にあつたのが。建設総務課長、そういうことですね。そして、それ以外に、太平建設以外には、申請は、許可申請は提出されていなかったですか。

○建設総務課長

その時点では、いま言いましたように、太平建設、それとその後ソーラーに関する業者が入っております。

○坂平委員

じゃあ、例えば、この制限令にかかる道路、例えば大型車両が走れない道路幅員の2分の1を超える車幅を持った車、これが通れない道路について、飯塚市が市道管理している観点上、

許可可能かどうかというのは判断はされるわけですね。1業者は許可を出しとったけど、許可の条件に違反したから通行止めをしたと、許可取り消しをしたと。じゃあ、別の企業が出したのに、なぜ許可が出なかったんですか。

○建設総務課長

今回通行を取り消したときについては、先ほど質問者も言われましたように、条件としての誘導員の配置についての違反があったということで取り消し、あと通行を認定した分については、先ほど言いましたソーラー搬入時の業者等については、誘導者、それから誘導員の配置、それから時間帯等をですね、明確に守っていただいたということでございます。

○坂平委員

質問の意味を理解されていないようですが、ソーラーの仕事をしている業者については、申請は許可したんですね。もう1者申請をされた企業があるわけでしょう。先ほど言われた太平建設、ここは申請を許可したんですか、許可していないんですか。

○建設総務課長

申しわけございません。太平建設につきましても通行認定については取り消しを行っております。これについては、嘉飯山砂利建設が設置したガードマンの指示に従うというような条件になっておりましたので、その前に嘉飯山砂利建設のほうに取り消しが出ましたので、関連会社ということでこの申請についても取り消しを行っております。

○坂平委員

私もよくそのあたりは確認をしなきゃいかんと思いますけど、嘉飯山砂利建設が申請した、課長、聞いていますか。申請した条件と、市が通行許可を出した条件等について、それに分乗して太平建設も許可申請をされたわけですか。それとも別々の段階でされたわけですか。

○都市建設部次長

先ほどの質問ですが、まず嘉飯山砂利建設さんの条件に沿って運行するというので、そういう条件でございましたので、今回その時点では嘉飯山砂利建設を取り消したいたしましたので、太平建設様の分も自動的に取り消したということで判断をいたしました、その当時は。

○坂平委員

そのあたりの意味がちょっと解釈がしにくいんですが、嘉飯山砂利建設の通行運用に基づいて、太平建設も申請が同じように出されとったわけですね。嘉飯山砂利建設はそういう条件違反をしたから通行禁止をさせたと。太平建設は、その運用に、運用と同じように申請書が出とったわけでしょう。そしたら太平建設さんに対しては、その段階において、じゃあ、嘉飯山砂利建設がこういう運用条項について、その条件について違反をしたから取り消しますよと、だからあなたのところは条件と同じように、しますか、しませんかということは確認されたんですか。

○都市建設部次長

その当時は、確認は行っておりません。

○坂平委員

じゃあ、市道を管理する立場として、運用が同じ条件で、運用条件が同じで通行許可申請が出た。片一方がだめになったから自動的に取り消すということ自体、おかしいんじゃないですか。条件は同じでも別々でしょう、申請は。であるならば、その企業については同じ条件で違反をしてなければ通さなきゃいけないんじゃないんですか。それも自動的に取り消しをした理由は何ですか。

○都市建設部次長

当時につきましては、嘉飯山砂利建設さんと太平建設が同系列の会社ということで判断をいたしまして、同時に取り消したということでございます。

○坂平委員

ここは、この企業というのは法人格があるんですね。例えば、同系列の企業というみなし方はどこでされるんですか。法人格を持っているところは、それぞれが法人として、企業として独立採算で企業やっとするわけだから、それに対して行政側は一連の企業と、例えば親族とか、そういうのが企業を営んで、別々の企業をしようと、法人格は別でも、例えばその会社に役員でおったりすると、同じ企業としてみなすわけですか。そのあたりはどんなふうな判断をされていますか。

○都市建設部次長

当時の判断につきましては、会社の謄本等を確認いたしまして、親族の名前が存在したということで、その時点では系列会社として判断をいたしまして、事務処理を行った次第でございます。

○坂平委員

そのあたりは、基本的に間違った判断だったとは思いませんか。企業ですから、法人格を持っているわけですから、役員が同じでも何でも、別々の企業ですよ、という一般、通常そういうふうな判断をするんじゃないんですかね。だから、そのあたりは、いま裁判中ですからね、はっきりとは答えにくいだろうと思います。だから、一応それはね、言っときますけど、間違った判断だと私は思います、公平な立場で見てもね。だから、そういうことは今後よく調査をして、判断を間違えないようにやってください。

それと、次にお尋ねするのは、全市道の通行可能と不可能な道路、制限令にかかる道路、これについて私は2年ほど前から質問をしています。これについて、市のほうはどういうふうな対策を立てられていますか、いま現在。

○建設総務課長

今ご質問の意味は、道路台帳の精度向上ということで、道路台帳について、以前からご指摘を受けております。調査方法について、業者のほうに提案を受けたところでございますが、この1つの手法として、いま検証していますが、道路幅員を把握する作業をすることと同時に、道路の位置ずれや道路幅員の誤り、高精度で把握できる方法があるということが、今わかっております。MMSという、モバイルマッピングシステムというシステムなんですけど、自動車にGPS、これをレーザー照射装置とデジタルカメラを搭載しまして、走行しながら道路周辺の位置情報とレーザー発射による形状データ化しまして、測量と立面図の作成が可能になるというふうなことでございます。提案を受けたこのMMSは、非常にやっぱり高額ということの見込みであるということでございます。簡単に事業化できるものではないかと考えておりますが、この事業化について現在検証をしているところでございます。

○坂平委員

この制限令はですね、市長、齊藤市長、この制限令を発令されたのは、市長が発令されたわけですね。この発令をされて、告示をされたわけですよ。この制限令という、道路車幅の幅員の2分の1を超える車両は通ってはいけないということで発令されました。これが飯塚市道、全市道の中で、飯塚市が管理する市道の中で、ほかの道路については発令はされていない。これは、今後どういふふうに対処されるんですか。

( 発言する者あり )

○坂平委員

私は、市長にお尋ねしよとです。

○市長

たぶん相当数の道路がまだこの飯塚地区にはあると思います。それぞれの地域の環境、地域の住民、それから本当に総合的にですね、判断をしながら地域とまた話し合いながら、また我々行政サイドとして、ここは早くしなきゃならないというようなこともあると思いますんで、今後、総合的にしっかり判断をしながら進めていきたいと思っております。

○坂平委員

今後、総合的に判断をしながら進めていかなきゃいかんというご答弁ですが、道路制限令にかかる道路、これをいまだにまだ調査をする予算も上がっていない。そして、そういう道路が何千路線あるか、これも把握されていない。でももう発令されて、これは裁判がいま進行中ですよ。このことに対してね、1箇所の道路だけを制限令かけて、後は動向を見ながらということ自体が少しおかしいんじゃないですか。だから、基本的に制限令というのは、市が道路を管理する立場として、権限を持って通行禁止令を出すわけですね。であるならば、逆に通行許可を、そういう道路については通行許可申請をしていただいて、条件を満たした分だけは通すというような形のものとは当然とるべきじゃないんですか。万が一、道路制限令にかかるような道路で、交互通行をするときに接触事故があったと。その制限令をかけなかったために、そっちの方向で、その方向で行政のほうに、例えば事故を起こされた方が、幅員が足りなかったから交互通行ができないで事故がありましたと言ってきたときには、どういうふうに対処されるわけですか。そういった諸々の問題がですね、この問題に対しては大きな問題を抱えているわけですよ。だから、制限令をかけた以上はですね、ほかの道路の整備を早急にやってくださいよ。道路を通すのか、制限令をかけて通行禁止をするのか。例えば、そういう道路を通るためには、申請書を出さなきゃ通せませんと、通れませんということは当然発令するべきでしょう。1カ所だけに限らず、既にもうこういう制限令で通行禁止令を出したんですから。そのあたりはどう思われますか、市長。

( 発言する者あり )

○市長

何もかにも私が答えるということではなくて、担当とかそういう部長とか副市長とかおりますので、そういう答弁をする場合もございますので、ご理解をお願いします。

それで今の質問ですけれども、そういういま制限令をかけている場所というのはですね、たぶん道路幅が足りない所は相当な箇所があると思います。ということはね、飯塚における生活圏がですね、動かなくなる可能性もあるところも出てくると思います。だから、それは考えながら、我々がやっていきたいと思っておりますけれども、今の明星寺地区における問題に関しては、その問題ではなくて、地域からの声も上がったり、業者さんとの関係もあってですね、起こっている問題ですので、車両制限令をかけさせていただいておりますけれども、いま質問者が言われるように、飯塚を全部そういうことを対象にしながら、考えていくべきじゃないかというご質問ですけれども、その辺の取り組みということは非常に難しさがある。また私も総合的に考えながら、それぞれの場所に対してかける必要がある、まだここはかけられない、かけられないと言いはおかしいんですけれども、そのまま通っているというようなことが起こりえるかもわかりません。

○坂平委員

いま市長のほうからの答弁ではね、他の箇所はたくさんあるだろうと、これを全路線そういうことをすれば生活圏ができないというようなご答弁ですよ。しかし、地域によってはこういう制限令をかけた。これはもう消しようのない既成事実なんですよ。制限令をかけて通行禁止例を発令したということは。別の箇所で同じような条件等が、地域から声が上がってくれば、そのときもかけられるんですか。

○都市建設部長

先ほど、制限令の中の話はいろいろ言われました。当然、市内には当然幅の広い道路から狭い道路、当然一般の車両、普通車両も当然、うんと家庭の道路、生活道路といいますか、そういう部分もございます。その中でいくと、もう委員言われるように、3千カ所以上はたぶんあるだろうと。当然、制限令の中でも幅員だけをとらえているのでは当然ございません。そこそこの条件がございます。それがじゃあ何カ所あるかというのは、先ほど建設総務課長も言い

ましたとおり、調査をしないとわからない。当然その部分については、いま現在もしていないという中でですね、当然、今後そういうふうな部分も含めてですね、今後の処理、総合的には、最終的に判断をしないとイケませんが、そういうふうな基準等も含めてですね、運用の方法も含めて、今後研究といいますか、今さらという話では当然あるかもしれませんが、そういうことも含めてですね、総合的に判断も含めてしていきたいというふうな考えでございます。

○坂平委員

だから何度も同じことを言うようですけどね、基本的にこの道路制限令、これを適用して通行禁止令を発令しているんですよ。だから1カ所にかかわらず、するなら全部すべきだろうと。これはいま提訴中ですから、ここの箇所だけについて、いろいろ質問しても答弁できないと思います。だから、基本的にこの発令自体は、私の主観的な考え方かもしれません。そのあたりを少し発言させていただきませうけど、この市が管理する道路として、道路管理者として、こういったね、制限令、通行禁止令、これはよほどね、考えてしなければ、こういった大きな問題をですね、引き起こすんですよ。これは、ここで例えば勝訴であろうと敗訴であろうと、これは何らかの形で残るんです。これは全国的にですね、全国の市町村、この市道に全部かかわってくる。国道であろうと、県道であろうと。だからものすごく大きな問題をですね、これはやっているんですよ。だから早くね、解決をしてどうするかということをおね、決断しないと、万が一にも敗訴になったときには、飯塚市全域、全部工事をするか、禁止令を、通行禁止令を標識を立てて通れないようにするか、そのあたりを十分ね、考えて、今後とにかく裁判にしっかりと勝つように頑張ってください。お願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( ほかになし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。

今回の報告をいたします2件の工事は、いずれも土木一式工事でございます。入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において資料1ページの「鯉田井手ノ上用排水路改良(3工区)工事」及び資料2ページの「水江雨水幹線水路改修(2工区)工事」の2件ともに市内土木一式工事のI等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。「鯉田井手ノ上用排水路改良(3工区)工事」につきましては、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9123万1920円、落札率87.05%で、有限会社松本建興が落札しております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。水江雨水幹線水路改修(2工区)工事につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8679万4200円、落札率87.38%で、岩永建設有限会社が落札しております。

なお、今回報告いたしました2件の工事につきましては、いずれも最低制限価格によりまして2者以上の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づきくじ引きにて落札業者を決定いたしております。

以上、簡単ではございますが、工事請負契約の締結状況についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

#### ○農業土木課長

工事請負変更契約のご説明をいたします。お手元の資料をお願いいたします。

本件報告は、浸水対策事業の工事名「鯉田井手ノ上用排水路改良（2工区）工事」でございます。原契約1億798万5960円を、47万5200円の増の1億846万1160円とするものです。

この変更契約概要は、主なものとして今回採用いたしましたオープンシールド推進工法の発進立坑設置による補強材の減工、それと工事用仮設道路設置による安全対策としての鋼板等の設置の増工を行ったものです。

以上、簡単でございますが、工事請負変更契約の報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市行財政改革実施計画〔第一次改訂版〕の実施について」の報告を求めます。

#### ○行財政改革推進課長

平成21年度から取り組んでまいりました「飯塚市行財政改革実施計画〔第一次改訂版〕」が平成25年度をもって計画完了いたしましたので、その実施状況についてご報告いたします。

配付いたしております資料の2ページをお願いいたします。最初に、ページの下側になりますが、「3 数値目標の達成状況」をお願いいたします。この計画では、「平成25年度までに単年度の財政収支を黒字化する」ということを目標としておりましたが、平成18年度に策定いたしました当初の行財政改革実施計画の取り組みが、計画額を大幅に上回ったこと、地方交付税の改善等が影響し、平成21年度当初から黒字化しており、数値的な目標は達成しているという状況でございます。

次に3ページをお願いいたします。「5 計画の実施状況」についてご説明します。第一次改訂版では46の推進項目について取り組んでおります。そのうち39の項目については、計画期間中に実施しており、実施率は84.8%となっております。職員の定数削減、給与の削減等については計画を上回る実施状況でございましたが、職員手当や非常勤特別職の報酬、職員の弾力的な活用などの面においては、見直す適正な基準を設定することができず、検討のみで実施までには至っておりません。

また、今計画で未実施であった7項目につきましては、いずれも行財政改革として、今後も引き続き実施に向けて検討することといたしております。ただし当初計画で、平成18年度の計画ですが、当初計画で未実施であり、改訂版においても引き続き実施に向けて検討するといったしておりました固定資産税、法人市民税の税率改正、保育料の軽減措置の見直しにつきましては、経済状況及び子育て支援の施策方針により、行財政改革推進本部において取り組まないことと決定いたしております。

効果額でございますが、4ページに一覧表を載せておりますが、5年間の累計で61億8908万5千円の計画額に対しまして、71億4338万6千円の実施となっております。計画額を9億5430万1千円上回る結果となっております。率にいたしますと115.4%の実施状況でございました。

この要因としては、臨時的な収入である工業団地の分譲や未利用の市有地の売却が大きく影響しており、将来の健全な財政運営を確保するまでには至っていません。そのため引き続き、

経常的な収入の確保策、経費節減策の検討、そしてその実施が必要といたしております。

4 ページをお願いいたします。「6 組織機構の見直し」としてありますが、①につきましては部や課の組織の推移、②につきましては職員数の推移について掲載しております。

5 ページをお願いいたします。職員数の推移では、5 ページに年度別の推移表を掲載しておりますが、この改定版におきましては5年間で130人の定数削減ということで掲げておりましたが、実施状況といたしましては133人となっており、ほぼ計画通りでございました。

次に「7 公共施設の見直し」でございしますが、公共施設等の見直しにつきましては、平成21年2月に策定いたしました「公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」及び平成23年3月に策定しました「第二次実施計画」に基づき進めております。年度別の取り組み状況につきましては、6 ページに表を掲げております。表中の説明は省略させていただきます。

なお、公共施設のあり方に関する実施計画につきましては、平成28年度までの計画となっておりますので、今後もこの実施計画に基づき進めてまいります。

次に、7 ページから11 ページにかけては、計画期間中の財政状況について掲載しております。理由と要因等については説明書きを書いておりますので、説明につきましては省略させていただきます。

12 ページをお願いいたします。「Ⅲ 推進項目の実施状況と今後の取り組み」についてでございます。この表は改訂版で取り組みました46の推進項目の年度ごとの取り組み状況について整理したものでございます。表中の中ほどの欄でございしますが、計画、実施状況及び効果額の欄の上段が計画、下段が実施状況となっております。その右側の実施状況につきましては、主な取り組み内容について記載いたしております。またその右側の欄につきましては、今後の取り組みについて記載しております。詳細の内容説明については省略させていただきますが、17 ページをお願いいたします。ナンバー40でございますが、職員の早期退職奨励制度についてでございますが、これにつきましては平成25年度から実施しております。この年度につきましては、退職手当組合への特別負担金の支払いのみということで、実際、職員の新陳代謝による効果というのは平成26年度以降ということになりますので、効果額としましてはマイナスとなっております。

以上、簡単でございしますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。